



習志野市産業振興計画

Regional economic promotion Plan

令和 2 (2020) 年度～令和 7 (2025) 年度

令和 2 年 3 月

習 志 野 市

「人々の声と足音が響くまち ～暮らしと産業の調和を目指して～」の実現に向けて

本市では、平成 17（2005）年度に施行した「習志野市産業振興基本条例」のもと、これまで平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度までを計画期間とする「習志野市産業振興計画」を指針とし、地域の活性化、産業の振興など、「みんながやさしさでつながり、働き、暮らせるまち」を目指して、さまざまな施策に取り組んでまいりました。



この間、国内の景気は着実に回復してきたものの、少子超高齢化による働き手不足、後継者不足は一層深刻化し、一方で、新たな外国人材の受け入れ制度が始まるなど、経済情勢・雇用情勢は新しい局面に入っております。

本計画では、条例の趣旨やこれまでの取り組み、そして本年 4 月から計画期間が始まる後期基本計画などを踏まえ、「人々の声と足音が響くまち ～暮らしと産業の調和を目指して～」を総合目標に掲げ、この目標を達成するために 7 つの基本方針を定めました。

市内産業の発展による内需の拡大や市税収入の確保は、安定的かつ持続的な行政運営に資するものであり、本市全体の活性化に結び付くものと考えております。本市では、今後も本計画に基づき、市民や事業者、習志野商工会議所など、さまざまな立場の方々と連携・協力しながら、活気あふれる持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に御尽力くださいました習志野市産業振興審議会委員をはじめ、貴重な御意見・御提言をくださいました多くの皆様に対し、深く感謝いたしますとともに、本計画の推進にあたり、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

習志野市長

宮本泰介

目 次

Index

<u>はじめに</u>	<u>計画の策定にあたって</u>	1
第1節	位置付け	3
第2節	計画期間	3
<u>第1章</u>	<u>過去に学ぶ ～背景～</u>	5
第1節	市内産業の歩み	7
第2節	これまでの取り組み	8
第3節	前計画の評価	8
<u>第2章</u>	<u>今を見据える ～現状と課題～</u>	9
第1節	<u>社会・経済環境</u>	11
	(1) 人口	
	(2) 財政	
	(3) 経済・産業情勢	
	(4) 労働環境	
	(5) 都市環境	
	(6) その他	
第2節	<u>産業分野ごとの環境</u>	18
	(1) 商工・サービス業分野	
	(2) 工業分野	
	(3) 農業分野	
	(4) 観光分野	
<u>第3章</u>	<u>未来を創造する ～目指す姿～</u>	31
第1節	総合目標	33
第2節	7つの基本方針	33
	(1) 経営の安定化を支援します	
	(2) 商工業を振興します	
	(3) 都市農業を振興します	
	(4) 観光を振興します	
	(5) 創業しやすい環境を整備します	
	(6) 働きやすい環境づくりを支援します	
	(7) 就労・雇用機会の拡大を図ります	
<u>第4章</u>	<u>具体的施策</u>	35
第1節	<u>経営の安定化支援</u>	37
	主な取り組み① 中小企業の育成	
	主な取り組み② 相談体制の充実	
	主な取り組み③ 資金調達の支援	

<u>第2節</u>	<u>商工業の振興</u>	41
	主な取り組み① 地域一体となったまちづくり	
	主な取り組み② 魅力ある商店街づくりの推進	
	主な取り組み③ 付加価値の高いものづくりの支援	
<u>第3節</u>	<u>都市農業の振興</u>	45
	主な取り組み① 農業従事者の確保・育成	
	主な取り組み② 市産市消の推進	
	主な取り組み③ 市民が農業に親しむ機会の創出	
<u>第4節</u>	<u>観光の振興</u>	49
	主な取り組み① 観光力の強化	
	主な取り組み② 地域資源の活用	
	主な取り組み③ 広域連携・交流	
<u>第5節</u>	<u>創業しやすい環境の整備</u>	53
	主な取り組み① 創業希望者への支援	
	主な取り組み② 創業機運の醸成	
	主な取り組み③ 産学民官連携の推進	
	その他関係機関の取り組み（例）	
<u>第6節</u>	<u>働きやすい環境づくり</u>	59
	主な取り組み① 安心して働ける環境づくり	
	主な取り組み② 安全で健康に働ける環境づくり	
	主な取り組み③ 労働者への支援	
<u>第7節</u>	<u>就労・雇用機会の拡大</u>	63
	主な取り組み① 求職者への支援	
	主な取り組み② 人材の確保	
	主な取り組み③ 近隣自治体等との広域連携	
<u>第5章</u>	<u>取り組みの推進</u>	67
	第1節 連携・協働	69
	第2節 周知・共有	69
	第3節 進捗管理・評価（PDCA サイクル）	69
	第4節 産業振興審議会の活用	70
<u>おわりに</u>	<u>次期計画の策定に向けて</u>	73
	第1節 見直しの実施	75
	第2節 最終評価の時期	75
	第3節 環境の変化への対応	75

<u>卷末</u>	77
<u>評価指標一覧</u>	79
<u>参考資料</u>	86
習志野市産業振興基本条例	
習志野市産業審議会規則	
習志野市産業振興審議会委員名簿（令和2年3月現在）	
習志野市産業振興計画（案）について（答申）	
<u>用語解説</u>	92



はじめに

第1章>

計画の策定にあたって

本計画の位置付けや期間を示します



<< **MEMO** >>

A series of horizontal dashed lines for writing.



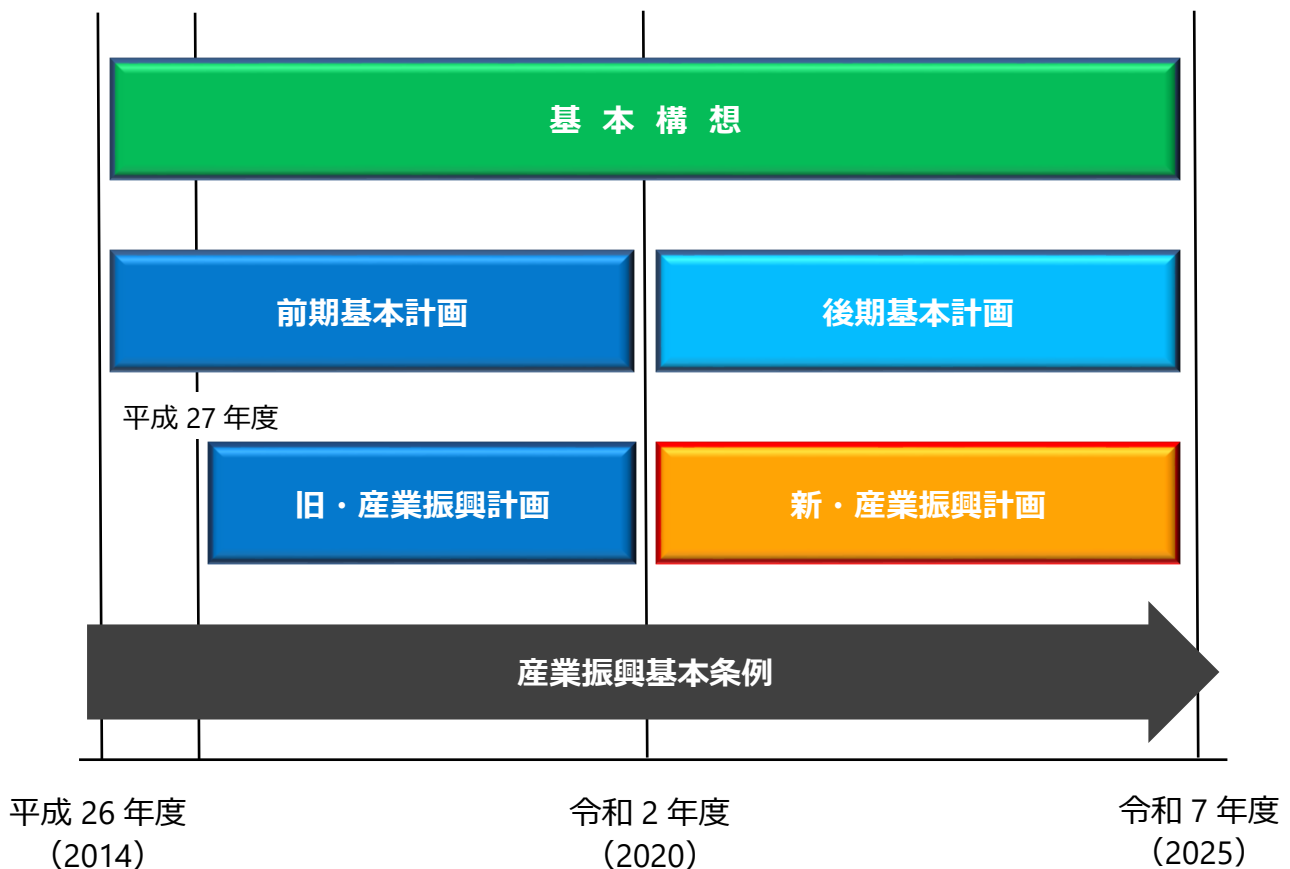
第1節 位置付け

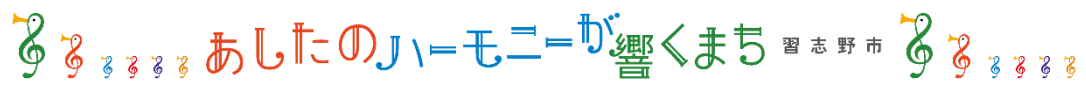
本計画は、基本構想に掲げる「将来都市像」（目指すべき姿）を実現するために定めた基本計画における個別計画として位置付けるものであり、産業振興基本条例（平成17年4月施行）に示された「目指す方向」に基づき、同条例に規定する「基本的な施策」を具体化し、確実に推進していくためのツールとして策定するものです。

第2節 計画期間

本計画の計画期間は、習志野市基本構想の終了時期に合わせ、令和2（2020）年度から令和7（2025）年度までの6か年とします。

ただし、社会環境の変化等に対応するため、令和4（2022）年度頃を目途に内容を見直すこととし、その他国の方針や本市の長期計画（基本構想、基本計画）などに大きな変更が生じた場合等にあっては、必要に応じ、随時改定を行うこととします。





<< ***MEMO*** >>

A series of horizontal dashed lines provided for writing notes or a memo.

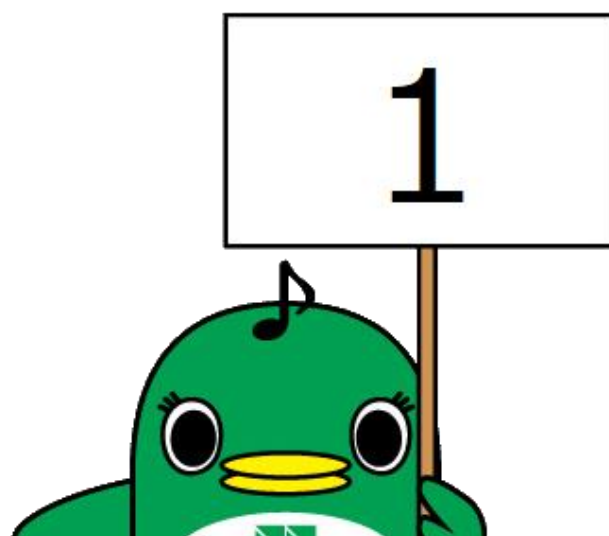
[<はじめに](#)

第 1 章

[第 2 章 >](#)

過去に学ぶ ～ 背景 ～

本市の歴史を産業の観点から振り返ります



[▲目次に戻る](#)

<< **MEMO** >>

Lined area for writing notes, consisting of 20 horizontal dashed lines.



第1節 市内産業の歩み

本市の産業は、戦前から現代にかけて大きく変化をしてきました。

戦前は、穀物類やイモ類を主な産物とした農業と、海苔やアサリ・カキ等の養殖など、半農半漁のまちとして栄え、明治～大正初期には、初代津田沼村長の伊藤彌一氏が私財を投じて塩田を開発するなど、製塩も行われていました。

一方、明治・大正期になると、津田沼駅（総武鉄道）が開業し、国鉄（現在のJR）総武線や京成本線・千葉線が開通するなど、駅を中心とした商業集積地（商店街）が形成され、特に大久保は「習志野騎兵連隊」を始めとする軍隊及び軍施設によって、軍郷として大きなにぎわいを見せていました。

大正14（1925）年には、塩田の跡地に谷津遊園（当時は京成遊園地）が開設。昭和9（1934）年に完成した谷津球場では、全日本チームとベーブ・ルーサーらを擁するアメリカ選抜チームの練習が行われ、翌年、プロ野球球団「大日本東京野球倶楽部」が発足。後に「東京巨人軍」と改称し、現在の読売ジャイアンツとなりました。谷津球場は巨人軍の練習場として使用され、取り壊された後、現在は「読売巨人軍発祥の地」として歴史を伝える石碑が建てられています。

このほかにも、国内初の宙返りコースターをはじめ、「東洋一」とも言われたバラ園や、楽天府、人気俳優・阪東妻三郎による阪妻関東撮影所など、昭和57（1982）年に閉鎖されるまでの間、谷津遊園は関東有数の観光地として人気を博しました。

戦後になると、軍施設が廃止され、軍用地は千葉工業大学、日本大学、東邦大学、順天堂大学等の教育施設や、住宅用地として転用されました。

昭和30年代頃からは野菜の生産が盛んになり、特に習志野産のにんじんが市場で高い評価を得たことにより、昭和42年に国の指定産地となった一方、わが国の高度経済成長路線の中で、日立製作所や日立精機に代表される大手企業が内陸部に進出したことを契機に、産業を基盤とするまちへと歩みを踏み出しました。

この間、国の「京葉工業地域造成計画」により、二度にわたる公有水面の埋立てが行われ、本市はその面積を拡大するとともに、京葉道路、東関東自動車道、さらにはJR京葉線などの交通網と併せて、市内各地で住宅地の造成や公共施設の整備が進みました。

好立地を背景に、ベッドタウンとして人口が急増する中で、昭和50年代にはJR津田沼駅周辺には大型店の進出が相次ぎ、『津田沼戦争』と呼ばれる商業激戦地として知られるなど、商業都市としての一面を見せるようになりました。

他の地域では、これまでの産業集積を活かしつつ、地域商業を確立するため商店街の共同施設の整備が図られ、また、先の埋立て事業による湾岸道路以南の地域においては、住工混在を解消し、操業環境の確保と高度化を目指した工場移転が進められるなど、本市の産業構造は大きく変化することとなりました。



これらの結果、現在は、JR、京成線及び新京成線の各駅周辺は商業集積地となり、地域密着型の商店街が形成され、東部及び臨海部の工業集積地には、本市の高い交通利便性により、物流関係の企業が多く進出しています。

農業については、「春夏にんじん」と「秋冬ねぎ」を主な品目とする輸送産地型の小品目大量生産という特徴がありますが、生産量及び販売額が減少傾向にあります。

近年では、都市農業にふさわしい新たな品目として、ほうれん草、小松菜など軽量野菜の栽培や、ハウス栽培によるキュウリ、トマト、イチゴなど、多品目の栽培にも力を入れています。

第2節 これまでの取り組み

本市では、平成17（2005）年に、産業振興に関する基本的な事項を定めた「産業振興基本条例」を施行。目指すべき方向や、市が取り組むべき基本的な施策を明確にしました。

また、平成26（2014）年3月には、今日まで築き上げてきた豊かで安全・安心な生活環境を継承し、「新たに住んでみたいまち」、「将来にわたって住み続けたいまち」とするために、同年4月からスタートする長期計画として、新たな基本構想・基本計画を策定。この（前期）基本計画では、目標の1つとして『支え合い・活気あふれる「健康なまち」』を掲げ、『にぎわいと活力を創出する地域経済・産業の振興』に取り組むこととしました。

こうした取り組みを具体化し、確実に推進するため、平成27（2015）年には、5か年計画となる「産業振興計画」を策定し、さまざまな角度から産業振興施策を展開してきました。

このたび、同計画が令和2（2020）年3月をもって終了となることから、次年度よりスタートする後期基本計画に合わせ、新たな計画を策定するものです。

第3節 前計画の評価

現行の産業振興計画（以下「前計画」という。）に掲げた基本方針や「目指す将来像」の達成状況、各施策の取り組み状況について、市内だけでなく、産業振興審議会、習志野商工会議所による確認・評価を行いました。

これらの作業によって明らかになった現状や課題は、各種社会指標とともに本計画の策定に反映させたうえで、実際の取り組みに活用していきます。

<第1章

第2章

第3章>

今を見据える ～ 現状と課題 ～

本市を取り巻く現状と、そこから見えてくる課題を示します



[▲目次に戻る](#)

<< **MEMO** >>

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

第1節 社会・経済環境

(1) 人口

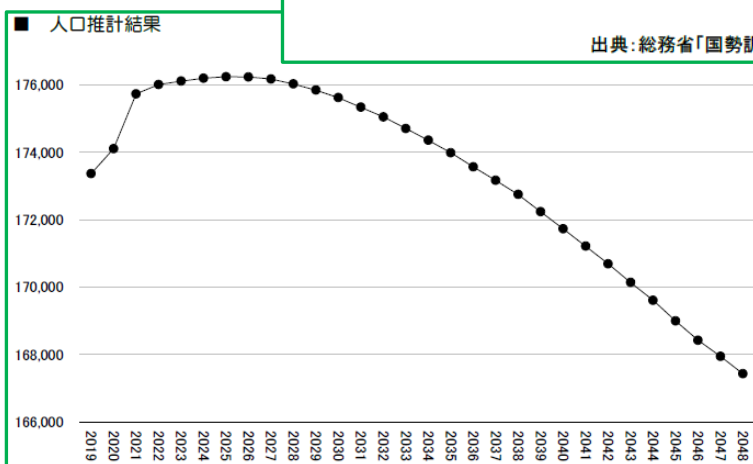
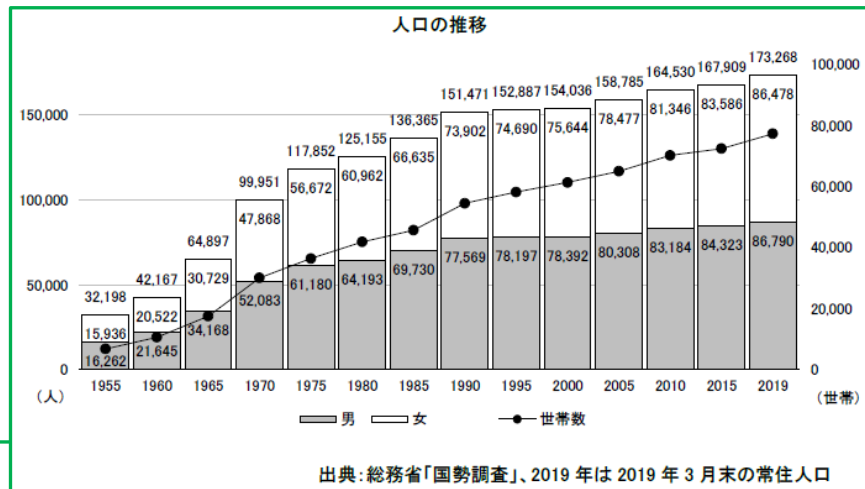
本市の総人口は、二度の埋立てによる市域拡大や住宅都市化が定着する中、一貫して増加の傾向をたどり、平成31(2019)年3月末現在で173,362人(住民基本台帳人口)となっています。

令和元年6月の人口推計結果報告によれば、本市の総人口は、しばらく増加した後、令和7(2025)年をピーク(176,232人)として減少に転じ、令和26(2044)年には17万人を割る見込みとなっています。

また、平成25(2013)年に高齢化率が21%を超え「超高齢社会」に突入した本市では、今後も老年人口の増加と生産年齢人口の減少が続くことが見込まれ、令和22(2040)年には生産年齢人口が60%を下回り、翌23(2041)年には高齢化率が30%を超えると予測されています。

今後の長期的な人口減少や高齢化の進行は、さらなる労働力の不足や消費の減少による市内産業の衰退、都市機能や地域コミュニティの弱体化など、厳しい影響をもたらすことが予想されます。

こうした状況を打開するため、大学生を中心とした若者の定住促進や子育て世帯の獲得、交流人口の増加などに向けた取り組みを強化していくことが求められます。



いずれも
習志野市人口
推計結果報告書
(令和元年6月)
より抜粋



(2) 財政

本市歳入の根幹となる市税収入を見ると、リーマンショック以降の景気低迷や東日本大震災に伴う減免措置などが要因となり、平成 24 (2012) 年度まで減少を続けましたが、その後回復に転ずると、現在に至るまで増加傾向を見せています。

また、直近 10 年間の内訳を見ると、法人市民税は平成 21 (2009) 年度、個人市民税は平成 23 (2011) 年度、固定資産税は評価替えとなる平成 24 (2012) 年度に底を打った後、いずれも着実に増加。

特に、平成 29 (2017) 年度は、景気回復と奏の杜地区の居住者増加を受けて、個人市民税・固定資産税が増加しています。

一方、歳出は、高齢化の進行や児童福祉費の増加などにより、扶助費が年々急増。人件費は、これまで職員数の減少や給与改定などにより削減を進めてきましたが、近年はほぼ同額で推移しています。

経常収支比率は 90~95% と高いレベルで推移していることから、本市の財政は硬直化が進み、新たな事業に取り組みづらい状況にあると言えます。

長期的な財政構造の安定化に向け、持続可能な行財政運営と硬直化の改善を進めるとともに、地域経済の活性化させ、歳入の増加を図る必要があります。



(3) 経済・産業情勢

「日本経済 2018-2019」によれば、国内経済は、平成 24 (2012) 年 11 月を底に緩やかな景気回復を続けており、世界経済の回復と政府の経済政策により、経済の好循環が着実に回りつつあるとされています。

これは地域においても同様であり、日本銀行の「地域経済報告(さくらレポート)」や千葉財務事務所の「千葉県分の経済情勢報告」から、引き続き回復傾向にあることがうかがえます。

また、令和 2 (2020) 年に予定される東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、大きな経済効果が期待される一方で、反動による景気失速や、消費税増税に伴う消費低迷、人口減少による市場の縮小化など、ネガティブな要因も抱えています。

国内の中小企業は、平成 9 (1997) 年の大手金融機関の破たんを契機とする金融危機を受けて、それまでの戦略から転換させ、自己資金比率を高め、借入金の依存度を低下させてきました。こうした財務戦略は、企業の安定性・安全性を高めることに繋がりますが、一方で、投資などにより企業価値を向上させる機会を逸失する恐れがあります。

平成 28 (2016) 年にはマイナス金利が導入されるなど、大規模な金融緩和が続けられ、企業の資金需要も高まりつつありますが、本市制度融資の利用実績は減少を続けています。

近年の社会環境は、少子化・超高齢化や産業構造の変化、グローバル化、高度情報化社会の進展、地球環境問題の深刻化など、日々大きく変化しています。

平成 28 (2016) 年には、これまでの情報社会 (Society 4.0) に続く、我が国が目指すべき未来社会の姿として「Society 5.0」が提唱されました。(「第 5 期技術基本計画」)

こうした中で、特にキャッシュレス決済を含む ICT 化は、現在、国を挙げて取り組みが進められており、市内事業者にも確実に影響を与えています。

政府は、令和 7 (2025) 年までにキャッシュレス決済率 40%、将来的には世界最高水準の 80% という目標 (「キャッシュレス・ビジョン」) を定め、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(骨太方針 2019) においても法制整備による促進を謳うなど、行政・自治体における導入を含め、今後さらなる進展が見込まれます。

また、企業の ICT 化は、販売機会の創出や業務の効率化、人手不足の解消だけでなく、テレワークの導入など、多様な働き方を受容することにも繋がり、就労・雇用機会の創出や就業環境の改善といった面においても重要な役割を果たすことから、市内事業者が積極的に導入し、利活用できるようサポートしていかなくてはなりません。



さらに、高齢化の進行に伴い、中小企業・小規模事業者の事業承継が大きな問題となっています。

政府は、今後 10 年の間に、平均引退年齢である 70 歳を超える中小企業等経営者は約 245 万人となり、うち約半数の 127 万人（企業全体の 3 分の 1）が後継者未定であると推計。この状況が続けば中小企業等の廃業が急増し、令和 7（2025）年頃までの 10 年間累計で、約 650 万人の雇用と、約 22 兆円の GDP が失われる可能性があるとして指摘されています。

これは千葉県も例外ではなく、県内企業約 13 万社のうち中小企業が占める割合は 99.8%であり、平成 21（2009）年からの 7 年間で、既に約 1.8 万社減少。経営者の年齢、後継者不在率も全国平均を上回っており、3 社に 2 社が後継者不在となっています。

また、少子化・高齢化の進行に伴い、保育や医療、介護の需要が増すと見られる一方で、そうした専門職の不足や待遇改善、診療・介護報酬の改定、医療費や介護費の増大など、いくつもの社会的な課題を抱えています。

こうした状況下において市内経済を活性化させるためには、円滑な事業承継はもちろんのこと、事業者の新陳代謝を活発にし、創業や第二創業を促進することが不可欠です。

日本政策金融公庫の「2018 年版新規開業実態調査」によれば、開業時の平均年齢は 43.3 歳で、平成 24（2012）年以降、少しずつ上昇を続けています。全体の 35.1%が 40 歳代、31.8%が 30 歳代であり、平成 27（2015）年調査以降はおおむね同様の傾向となっています。

性別を見てみると、約 8 割が男性であり、女性の割合は年々上昇しているものの、現在も起業家の多くは男性であることが分かります。

この傾向は、同じく日本政策金融公庫の「2018 年度起業と起業意識に関する調査」の結果にも表れており、起業無関心層が年々減少している中、男性では 46.2%と半数を下回る一方で、女性では 64.3%と非常に高く、大きな差が生じています。

こうした状況を踏まえ、関係機関が互いに連携しながら、創業しやすい環境や、新たな事業、新たな分野に取り組みやすい環境を整備するとともに、中・長期的な視点で創業機運を醸成していくことが求められます。



(4) 労働環境

景気回復に伴い、本市の有効求人倍率は改善傾向にあります。

しかしながら、全国はもちろん、県内自治体と比較しても低調な数値となっており、その一方で、市内事業者からは人手不足の声も上がっています。

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（骨太方針 2019）では、就業機会確保や、中途採用・経験者採用の促進などが謳われており、人生 100 年時代に向けて、就業・雇用環境は今後も目まぐるしく変化していくことが予想されます。

とりわけ、障がい者の就労・雇用については、平成 30（2018）年 4 月に障害者雇用率が引き上げられ、令和 3（2021）年 4 月までには、さらに 0.1%引き上げられることが定められるなど、共生社会実現のため、より一層の促進が求められています。

そのほか、心身の発達やライフステージにおいて重要なイベントが多い『AYA 世代』（15 歳～39 歳の思春期・若年成人）のがん患者、がん経験者の就労、キャリア形成においても、行政による支援が必要とされているところです。

また、長時間労働による過労死や自死を防ぐとともに、労働生産性を向上させ、さらには多様な働き方を選択できる社会を実現させるため、平成 31（2019）年 4 月より働き方改革関連法が順次施行されました。

各事業所においては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められており、従来の長時間労働を前提とした働き方からの転換期を迎えています。

そうした中で、従業員の健康管理を健康的な視点で考え、戦略的に実践することで企業価値を高める「健康経営」という考え方も広がりを見せており、経済産業省も「健康経営優良法人」や「健康経営銘柄」の認定・選定を行うなど、事業者による自主的な取り組みを評価し、促進する仕組みづくりも進んでいます。

そのほか、職場と住居を近づけることで、通勤による負担を軽減する「職住近接」も注目されています。

職住近接では、「職」に「住」を近づける手法と、「住」に「職」を近づける手法があり、前者では会社の近くに住む社員に手当を支給したり、後者ではリモートワークを認めたりといった取り組みがされており、仕事と生活の調和だけに止まらず、地域活性化にも寄与することが期待されています。

労働環境の改善は、労働者の生活を豊かにすることに加え、事業者の“雇用につながる魅力”（エンプロイメンタビリティ *employment-ability*）を高めることにもつながり、人手不足を解消するアプローチとしても有効です。

こうしたことを踏まえ、国や県などの関係機関と連携しながら、求職者の活動を支援するとともに、事業者による労働環境改善の取り組みを支援し、促進することが求められます。



(5) 都市環境

本市には、JR 津田沼駅を中心として、5 路線 7 駅の鉄道網が整備されています。特に、東西に広がる市域を横断する京成線は、市内にバランスよく 4 駅が配置され、市民にとって重要な交通手段となっています。

さらに、京葉道路・東関東自動車道といった高速道路、国道 14 号・296 号・357 号などの主要幹線道路など、道路網も整備されており、交通網が発達しています。

また、ラムサール条約登録湿地である谷津干潟のほか、藤崎森林公園、実籾本郷公園、香澄公園など、自然の豊かさを感じられる環境も整っています。

平成 25（2013）年 4 月には、奏の杜のまちびらきが行われ、農地が広がっていた JR 津田沼駅南口に新しいまちが誕生。子育て世代を中心に多くの人が集まり、新たな賑わいを見せています。さらに、鷺沼地区においても新たなまちづくりの機運が高まっています。

平成 30（2018）年に実施した市民意識調査では、市民の 8 割超が「住みやすい」、「やや住みやすい」と回答し、その理由として「交通が便利である」と回答した人が最も多く、続いて「災害が少ない」、「住宅事情が良い」が続いています。

また、平成 30（2018）年に東洋経済新報社が行った「住みよさランキング 2018」^{※1}では、「利便度」部門において全国 14 位（県内 2 位）と上位に位置し、総合ランキングにおいても関東 20 位（県内 5 位）と高い水準となりました。

そのほか、三菱 UFJ 不動産販売による「自治体別住みよさランキング・2018 版」では全国 53 位（県内 5 位）、SUUMO の「関東住みたい街（駅）ランキング 2019」では JR 津田沼駅が総合 39 位に選ばれるなど、さまざまな調査において高評価を得ています。

一方で、こうした優位性が十分に活かされているとは言い難い状況にあることから、定住人口、特に子育て世代の獲得に向け、本市の住みやすさを活かしたシティセールスを展開していくことが必要です。

また、今後は、超高齢社会を見据えた「住みやすさ」の向上と、さらなる交流人口の増加のため、市内における交通利便性を向上させ、点在する交通不便地区等を解消するとともに、地域単位だけでなく、市全体での回遊性を高めていくことが求められます。

※1 同ランキング 2019 では、従来とは異なる評価指標が採用されたため、2018 のデータを掲載。



(6) その他

平成 28 (2016) 年 1 月より個人番号 (マイナンバー) の運用が開始され、個人番号カードの交付が始まりました。

その後、「マイキープラットフォーム構想」に基づき構築された「マイキープラットフォーム」と「自治体ポイント管理クラウド」により、平成 29 (2017) 年 9 月から「自治体ポイント」の実証事業が開始されています。

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(骨太方針 2019) では、この「マイキープラットフォーム」と「自治体ポイント管理クラウド」を官民で活用することが明記され、経済政策インフラとして、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図るとされています。

さらに、同方針では、令和 3 (2021) 年 3 月より健康保険証利用の本格運用が開始されるとともに、令和 4 (2022) 年度中にはほとんどの住民が同カードを保有していることを想定するとしており、今後、急速に普及していくことが見込まれます。



第2節 産業分野ごとの環境

(1) 商業・サービス業分野

<現状>

本市の商業は、消費者の生活スタイルの変化や生活行動圏の広がり、少子超高齢化、インターネット等を活用した新たな販売形態の拡大といった社会環境の変化に加え、近隣地区への大型商業施設の進出などにより、厳しい競争下に置かれています。

これまで、各商店街や個店、商工会議所及び市が連携し、地域の活性化や売り上げの向上に取り組んできましたが、これまで以上に、市域として一体的な対策に取り組み、併せて商店街や個店、大型店等が共存・共栄を図ることが重要となっています。

<課題>

近隣他市からの来街者の増加を図るため、回遊性の向上や商店同士の連携、市民等の参加による活力の創出など、新たな魅力を持った商業集積づくりに向けた取り組みを支援する必要があります。

また、ICTの目まぐるしい変化や進歩、インターネットを活用した販売・購入、さらにはキャッシュレス決済など、多様化する消費者ニーズに対応できるよう、サービス向上を図るとともに、大学や地域住民、市民活動団体などと連携して商業基盤を強化するなど、時代の変化に即した商業振興に取り組まなければなりません。

併せて、経営者の高齢化や後継者不足についても、地域として対策に取り組む必要があります。



《地区別の現状と課題》

【拠点商店街：I 地区】

1. JR 津田沼駅地区（南口：津田沼南口商店会、北口：津田沼一丁目商店会）

<現状>

JR 津田沼駅を中心とする当地区は、広域的な商業・業務・サービス等の都市拠点機能を担ってきており、本市の玄関として広域的な集客力を持つ商業施設や文化施設が集積し、賑やかな駅前空間が創出されています。

<課題>

JR 津田沼駅周辺については、同駅の南北を問わず、今後も本市の表玄関の顔にふさわしい魅力ある商店構成や商品内容をもった地域としての商業集積を図るとともに、周辺の大規模開発による都市形成・人口流入を地元購買量の拡大に繋げるべく、地域の店舗が一体となり、面的な広がりを持ち魅力を持った地域づくりに向けた支援を行う必要があります。

また、駅周辺の大規模商業施設は、昭和 50 年代に建てられたものが多く、築 40 年が経過し、リニューアルの時期を迎えつつあります。今後、この状況に対応し、駅前空間としての機能をさらに充実させることが課題となります。



【地域商店街：5 地区】

1. JR 新習志野駅地区（新習志野駅前商店会）

<現状>

JR 新習志野駅を中心とする当地区は、計画的な土地利用誘導により、産業環境の維持・保全が図られています。

こうした中、事業用借地権を活用して大型商業施設が進出し、駅前商業施設においては、既存店舗のリニューアルや温浴施設のオープンなど、新たな事業展開が図られています。

また、隣接する他市の周辺地域においても同様に、大型商業施設の進出や既存店舗のリニューアルが行われおり、さらには道路、鉄道網を活かした広域での賑わいの創出がなされています。

<課題>

近隣地区との地域間競争に負けない商店街づくりや、来街者の増加に向けた取り組み、魅力の創出の再考等が喫緊の課題となっています。

また、新たに周辺企業や大学等との連携を含めた、地域が一体となった活性化施策を検討する必要があります。





2. 京成谷津駅地区（南：谷津商店街協同組合、北：谷津サンプラザ商店会） <現状>

京成谷津駅を中心とする当地区は、JR津田沼駅周辺の大型商業集積の影響を大きく受けやすい位置にありますが、商店街店舗の紹介や観光案内を掲載した独自のガイドマップ作成による地域の魅力の発信や防犯カメラの設置による安全・安心な商店街づくりに取り組むなど、住宅地の商店街としての努力を精力的に行っています。

<課題>

京成谷津駅周辺では、賑わいのある商業環境の整備を促進し、地域拠点としての魅力と利便性の向上を図ることが課題となっています。

また、住宅地の商店街として、住民のニーズに合わせた商店街機能の充実や、谷津バラ園や谷津干潟といった近隣の観光資源を活用した活性化策がさらに求められます。





3. 京成津田沼駅地区（津田沼商店街協同組合、サンロード津田沼商店会、三和名店街、袖ヶ浦ショッピングセンター）

<現状>

京成津田沼駅を中心とする当地区は、近年、空き店舗や空き事務所が目立ち、賑わいが低下しています。

こうした中、地域住民と市民活動団体が連携し、空き店舗を再利用してイベントを開催するなど、活性化への取り組みが行われています。

<課題>

アーケードなど老朽化した施設や空き店舗の対策など、地域住民や市民活動団体などと連携したまちづくり、商店街の魅力創出の検討が急がれます。



4. 京成大久保駅地区（大久保商店街協同組合）

<現状>

京成大久保駅を中心とする当地区では、大久保商店街が、防犯カメラの設置や街路灯のLED化など、安全性や環境に配慮した商店街づくりに取り組んでいます。

また、商店街の中に誰でも立ち寄れ、休憩できる「お休み処」を開設し、商店街の情報発信、地域住民の交流を図っています。

<課題>

京成大久保駅周辺では、車両・歩行者動線の考慮を含め、地域住民や学生にとって、安全性・利便性の高い魅力ある商業空間を形成していくことや、今後予定されている同駅のリニューアルを念頭に置いた事業展開が課題となっています。

また、近隣にある大学等への通学動線にある商店街として、他の地区にはない特色を活性化に繋げる取り組みや、大久保地区の公共施設の再生を新たな顧客獲得の機会と捉えた取り組みが必要です。





5. 京成実籾駅地区（実籾駅前商店会、実籾稲荷通り商店会、 実籾コミュニティロード商店会、実籾ほたる野商店会）

<現状>

京成実籾駅を中心とする当地区は、道路整備の進展や、大型住宅開発等に伴う人口増加により、新たな魅力を持った商業集積の構築の素地があります。

また、町会等との連携によるまつりなどのイベントの開催など、地域との繋がりが強い商店街と言えます。

<課題>

京成実籾駅地区は、駅前、稲荷通り、コミュニティロード、ほたる野の4つの商店会から構成されていますが、それぞれの商店会が個性ある発展を目指すとともに、地域全体の魅力創出のため、商店街コンセプトや共同事業の構築を検討する必要があります。





(2) 工業分野

<現状>

本市の工業は、主に、戦前から続く市内中小工場や、戦後の企業誘致によって進出した大手企業、第2次埋立地への市内から移転進出した中小工場、市外からの進出企業により構成されています。

東習志野地区、実籾・屋敷地区など内陸部工業地では、安定した操業がなされていますが、一部で既存工場の撤退や廃業等に伴う商業施設や住宅地への転換が見られます。

茜浜・芝園地区といった臨海部工業地においても、盛衰による入れ替えはあるものの、安定した企業立地となっています。平成25(2013)年の東関東自動車道谷津船橋インターチェンジの開通以降、一層、利便性の向上が図られたこともあり、特に流通の拠点として、本市臨海部の立地への注目度はさらに高まっています。

一方、わが国を取り巻く若者を中心に見られるものづくり離れや、生産拠点の海外移転などによる産業空洞化は、将来にわたる本市の産業の在り方にも、その影響が懸念されます。

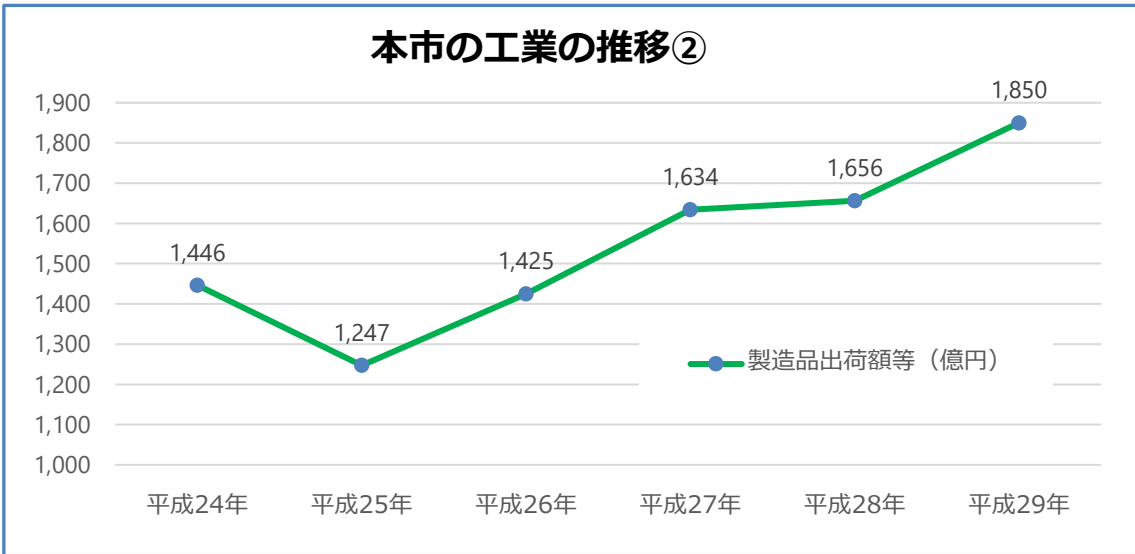
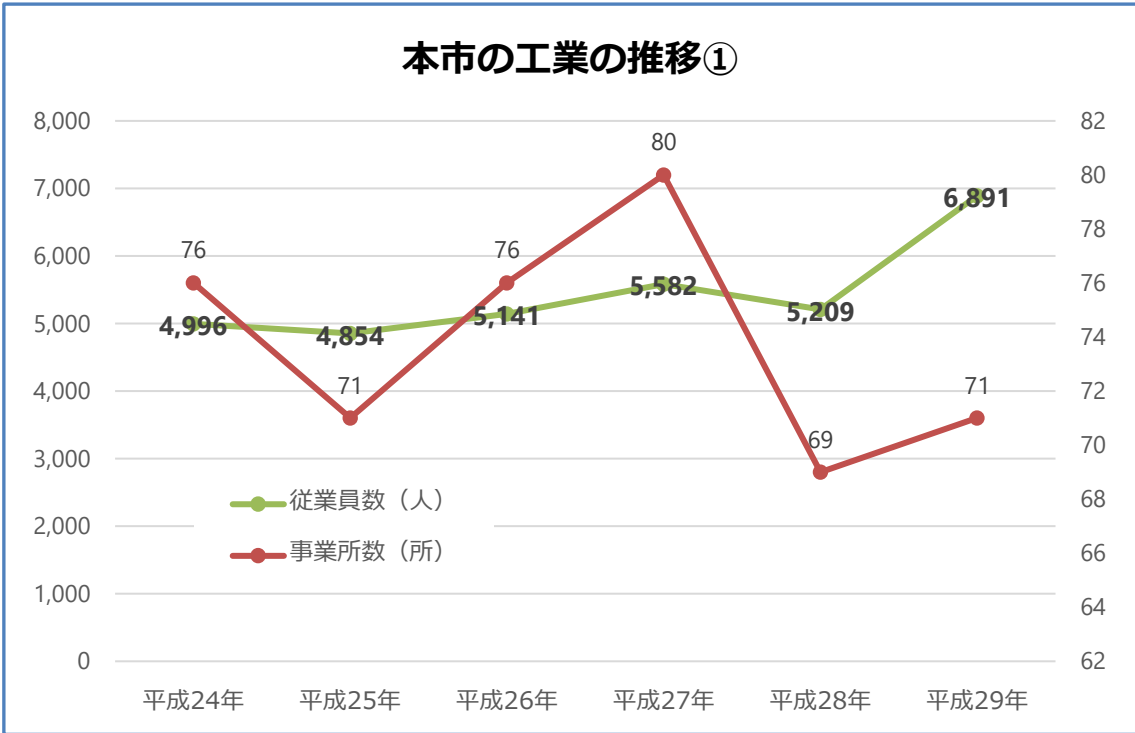
<課題>

今の厳しい経済情勢の中で生き残るため、今後も産学民官連携による技術開発力の向上、新技術・新製品の開発を支援し、都市間競争・国際競争に負けない企業づくりに取り組まなければなりません。

また、現在市内で操業している企業の転出を防ぐとともに、新たな企業が進出しやすいよう、引き続き、良好な操業環境の保持に取り組むとともに、工場用地をより有効活用できる仕組み作りを検討していく必要があります。

工業地の土地利用については、計画的な土地利用誘導により、産業環境の維持・保全が図られていますが、茜浜地区の一部には、住居系土地利用との混在が懸念される街区が存在し、東習志野地区、実籾・屋敷地区など内陸部工業地の一部でも、住居系への土地利用転換が進んでいる地域があるなど、継続的に住工混在の解消への対応が求められます。

併せて、人手不足、後継者不足についても、若年層、女性、高齢者といった多様な働き手の職場環境の整備など、産学民官の連携が必要となります。





(3) 農業分野

<現状>

本市の農業は、首都圏の充実した流通網を活かした、にんじん、ねぎ、わさび菜等の市場向けの野菜生産に加え、消費者への直接販売を目的とする多様な品目の野菜生産を中心に営まれています。

平成27(2015)年現在の販売農家数は81戸、経営耕地面積は55haで、高齢化や市街化区域編入などにより、近年はいずれも減少傾向にあります。

また、販売規模別の販売農家数は、1,000万円以上が1戸、500～1,000万円未満が13戸であり、販売金額の大きい農家数についても減少傾向となっています。

さらに、農業振興地域となる市街化調整区域の中には、都市的土地利用転換の機運の高まりが見られる地区もあります。

<課題>

一つ目として、農業従事者の確保・育成が挙げられます。

農業従事者の高齢化や後継者不足のほか、新たな市街化区域編入などにより、今後も農家数、経営耕地面積の減少が想定されることから、新たな農業従事者を確保し、育成していくことが必要です。

二つ目としては、農家の収益性向上による経営の安定化が挙げられます。

販売金額の大きい農家数は減少傾向にあり、収益性向上のための取組が必要です。

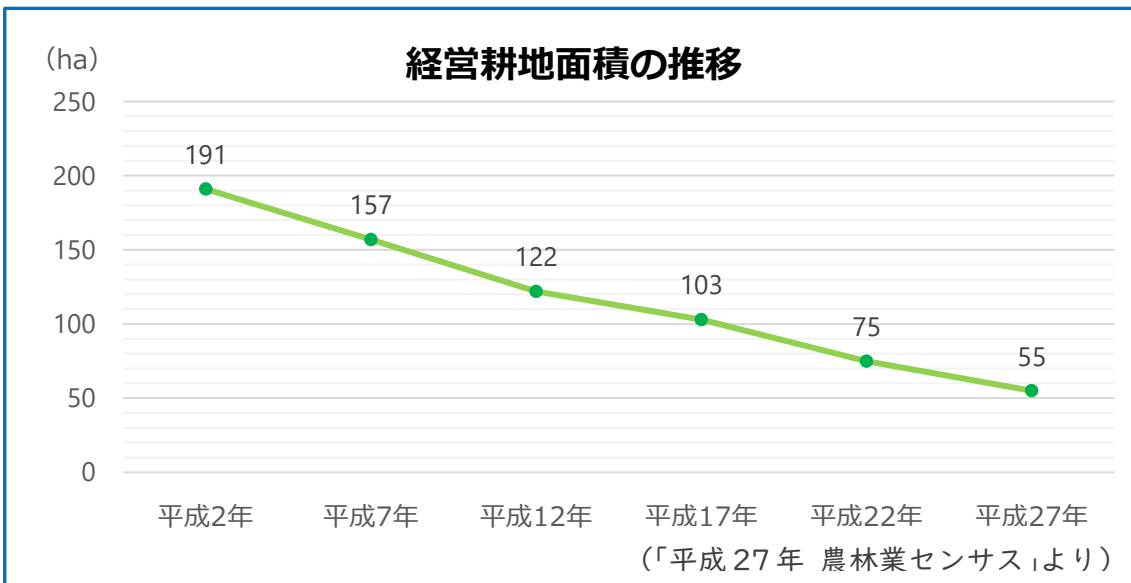
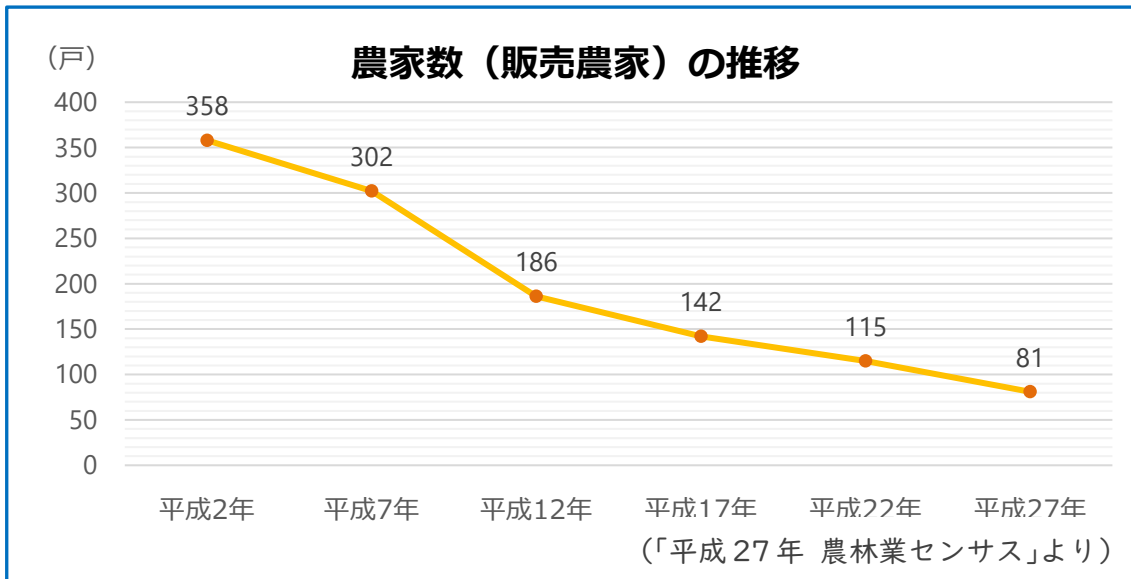
販売機会の拡大やブランド化、経営効率化への取組を促進し、農業経営の安定化を図っていく必要があります。

また、災害等により農業者への被害が発生した場合において、迅速な復旧及び被災農業者への支援が求められています。

三つ目としては、農家と地域住民が共に豊かな生活を享受できる都市農業の展開が挙げられます。

習志野市は市域全体が都市化の様相を呈し、耕作地と市街地が混在するため、都市農業に対する市民の理解が営農環境へ大きく影響します。

生産者である農業者と消費者である地域住民が、共に豊かな市民生活を享受できる都市農業の展開が求められます。



販売規模別の農家数（販売農家）

販売金額	平成22年	平成27年
1,000万円以上	6戸	1戸
500～1,000万円未満	21戸	13戸
100～500万円未満	41戸	36戸
100万円未満	47戸	31戸

(「平成27年 農林業センサス」より)

(4) 観光分野

<現状>

本市の観光資源は、谷津干潟や谷津バラ園、茜浜緑地、千葉県国際総合水泳場に加え、市内の主な公園や市域を縦貫するハミングロードなどがあり、一年を通して多くの来訪者があります。

また、平成6年に開催して以降、夏の風物詩として定着している市民まつり「習志野きらっと」をはじめ、各地域で開催されるまつり・催しは、地域の人たちに“ふるさと習志野”を感じる機会として親しまれています。

さらに、近年の健康志向の高まりなどから、御朱印集めや七福神めぐりなど、市内に点在する史跡や文化施設を巡るまち歩きプログラムが、市民活動団体や交通事業者などによって実施され、好評を得ています。

こうした中、本市では「ぶらっと習志野観光ガイドブック」などの観光振興ツールを活用したPRや、千葉ベイエリア観光連盟、ちばプロモーション協議会への加盟を通じた広域的な取り組みのほか、習志野市ふるさと産品業者会への支援、友好関係にある都市との交流等を行っています。

<課題>

現状として、市域外、特に遠方から集客が見込めるような、通俗的な意味での観光資源に乏しいことから、観光面での対策の必要性が認識されにくいという課題があります。

しかし、観光によってもたらされる交流人口の増加は、地域の活性化や経済振興に寄与するものであり、本市に多大な経済効果をもたらします。そのため、今ある資源の磨き上げや、新たな資源の掘り起こし、本市ならではの魅力の発信について、地域が一丸となって取り組みを進めていかなければなりません。

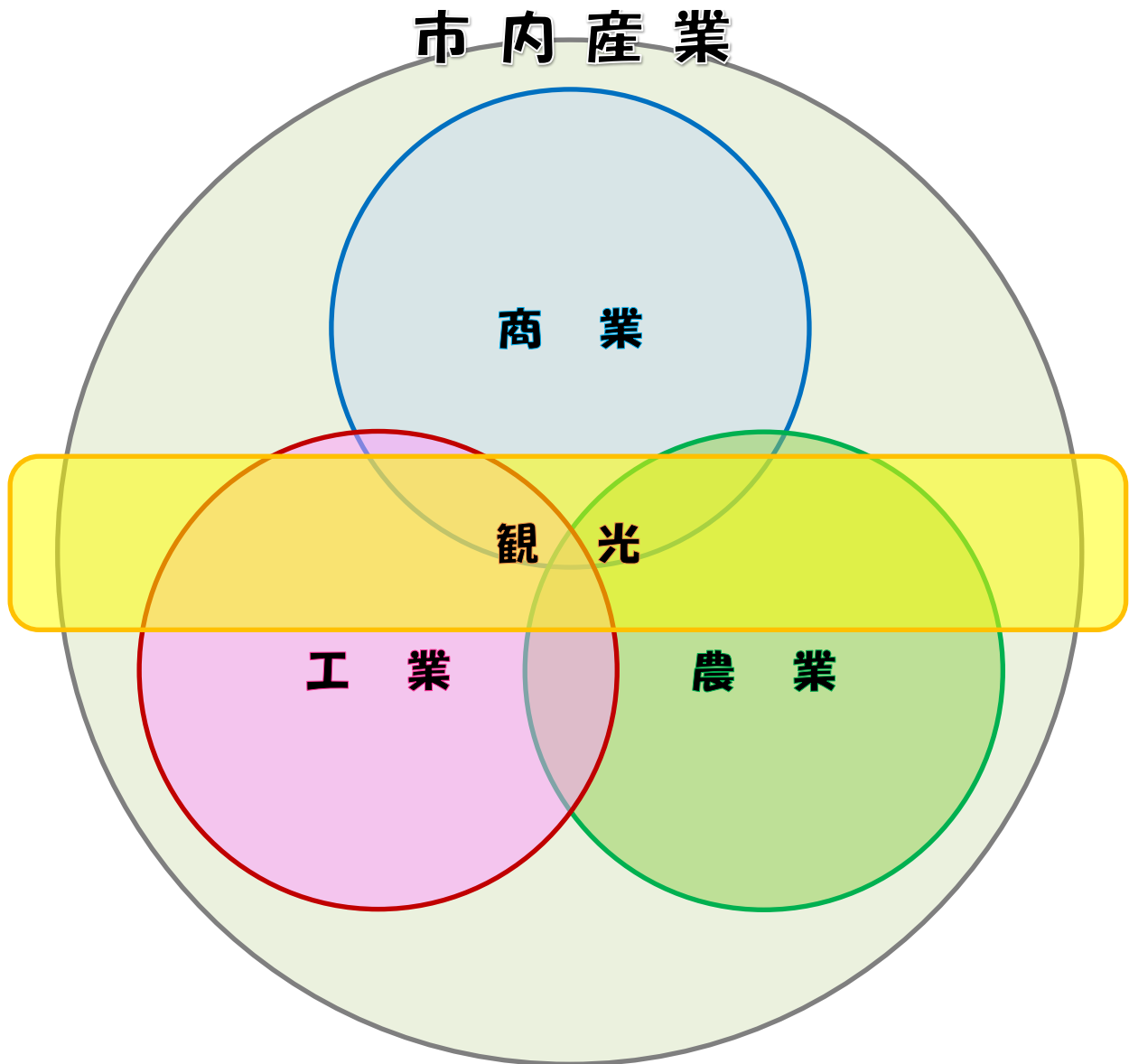
本市では、住民が地元に着や誇り、こだわりなど（シビックプライド）を持つ地域にこそ、人々を惹きつける力があると捉え、まちづくり活動そのものを新しい集客の資源とする「観光まちづくり」に取り組んでいます。

取り組みの推進にあたっては、これらの魅力を戦略的・効果的に発信していく（アウトプロモーション）だけでなく、主役であり、最大の支援者でもある市民のシビックプライドを醸成し、主体化させていくこと（インナープロモーション）が求められます。

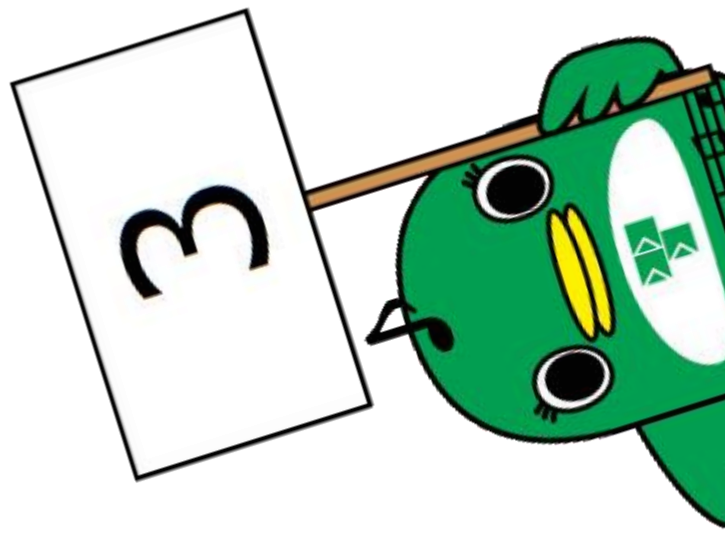
また、近年、全国的に増加が著しい訪日外国人観光客の取り込みに向けて、本市への誘客手法についても検討を進める必要があります。



イメージ図



創業支援、就労・雇用支援、経営安定化支援、
労働環境整備支援 など



<第2章

第 3 章

第4章>

未来を創造する ～ 目指す姿～

本計画の総合目標と基本方針を示します

[▲目次に戻る](#)

<< **MEMO** >>

A series of horizontal dashed lines for writing.

第1節 総合目標

習志野市基本構想では「未来のために ～みんながやさしきでつながるまち～習志野」を将来都市像に掲げ、これを実現するために「支え合い・活気あふれる『健康なまち』」「安全・安心『快適なまち』」「育み・学び・認め合う『心豊かなまち』」を目標としています。

本計画では、基本構想や基本計画、産業振興基本条例などの趣旨を踏まえ、本市が目指す姿として、次のとおり総合目標を定めます。

【総合目標】

人々の声と足音が響くまち ～ 暮らしと産業の調和を目指して ～

第2節 7つの基本方針

本計画では、EBPM（Evidence Based Policy Making／証拠に基づく政策立案）を基本とし、総合目標の実現に向けて、基軸となる方向性を示すため、次のとおり7つの基本方針を定めます。

- (1) 経営の安定化を支援します
- (2) 商工業を振興します
- (3) 都市農業を振興します
- (4) 観光を振興します
- (5) 創業しやすい環境を整備します
- (6) 働きやすい環境づくりを支援します
- (7) 就労・雇用機会の拡大を図ります



【基本構想】将来都市像
未来のために ～みんながやさしさでつながるまち～ 習志野

【後期基本計画】3つの目標

安全・安心

「快適なまち」

支え合い

・活気あふれる

「健康なまち」

育み・学び

・認め合う

「心豊かなまち」

産業振興計画

総合目標

人々の声と足音が響くまち
～暮らしと産業の調和を目指して～

基本方針1 経営の安定化を支援します

基本方針2 商工業を振興します

基本方針3 都市農業を振興します

基本方針4 観光を振興します

基本方針5 創業しやすい環境を整備します

基本方針6 働きやすい環境づくりを支援します

基本方針7 就労・雇用機会の拡大を図ります

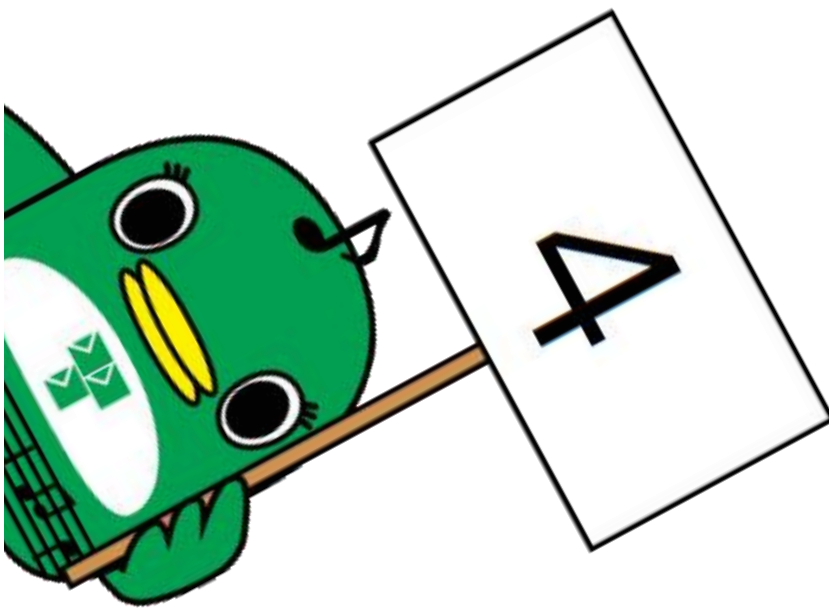
<第3章

第 4 章

第5章>

具 体 的 施 策

基本方針ごとの目標と、それに向けた具体的な進め方を示します



[▲目次に戻る](#)



第1節 経営の安定化支援

社会環境が目まぐるしく変化する中であっても、将来にわたって地域で操業を続けることができる環境を整備し、経営の安定化を支援します。

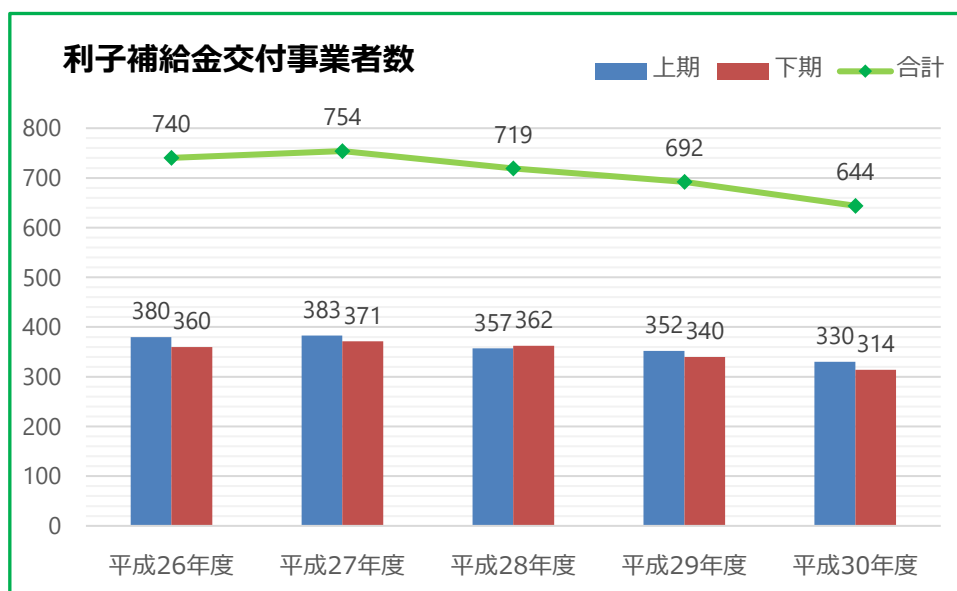
習志野商工会議所などの関係機関と連携しながら、経営基盤の強化や経営革新の取り組み促進、融資制度等による円滑な資金調達支援を行います。

	成果指標	基準値	目標値
①	市内事業所数	4.270 事業所 (H26 経済センサス)	4.270 事業所 (令和 8 年 3 月)
②	利子補給金交付事業者数	644 事業者 (平成 30 年度)	309 事業者 (令和 7 年度)

<主な取り組み>

1. 中小企業の育成
2. 相談体制の充実
3. 資金調達の支援

各指標の詳細は「[巻末 | 評価指標一覧 \(79 ページ~\)](#)」参照



[目次に戻る](#)

[第2節に進む>](#)



主な取り組み① 中小企業の育成

本市産業の中心的存在である中小企業が、経済情勢や経営環境の変化に柔軟に対応し、将来にわたって地域に根差した事業展開ができるよう、習志野商工会議所等と連携・協力しながら、市内中小企業の育成に取り組めます。

また、中小企業にとって有益な情報の発信や事業相談、地域活動など、習志野商工会議所が実施する中小企業対策や商工振興事業を支援します。

関係する主な施策	所管部署
商工会議所補助事業	産業振興課
産学官連携事業	産業振興課
地域経済対策事業	産業振興課
住宅修繕あっせん制度	産業振興課

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値
①	商工会議所会員数【成果】	産業振興課	1,817 事業所 (平成 31 年 3 月)	1,825 事業所 (令和 8 年 3 月)
②	地域経済対策事業 登録事業者数【成果】	産業振興課	193 事業所 (平成 31 年 4 月)	200 事業所 (令和 8 年 3 月)
③	住宅修繕あっせん制度 あっせん件数【成果】	産業振興課	121 件 (平成 30 年度)	130 件 (令和 7 年度)

習志野市住宅修繕あっせん制度

市民の方で、家屋の修繕・増改築などのご希望がありましたら、産業振興課までお気軽にご相談下さい。
市内の建築組合などを通じて、責任施工の業者をあっせん致します。
修繕・改装・増改築・付帯設備や室内のバリアフリー修繕、耐震補強など何でも対応します。

●こんなとき、ご相談ください。

修 繕	雨漏・塗装
増改築	子供部屋・台所
改 装	内装・畳替・床
付 帯	車庫・柵・造園
その他	ご相談ください

◎ご相談・お申込は
習志野市役所産業振興課
☎ 451-7755

【指定団体】 千葉土建一般労働組合習志野支部・習志野建築センター
習志野建築組合・習志野商工会議所建設業部会



主な取り組み② 相談体制の充実

習志野商工会議所と協力して、市内企業に専門家（大学教授等）を派遣し、新技術・新製品の特許権取得に係る助言や、事業計画書の作成等の相談ができる交流オフィスを開設します。

また、専門的な相談に対応するために、直接、専門家（大学教授等）が企業訪問する技術相談事業を行います。

財務面については、同じく習志野商工会議所や千葉県信用保証協会、金融機関などと連携し、事業者の資金調達や販路・仕入先拡大、経営計画策定など、それぞれの特性に沿った経営支援を行います。

関係する主な施策	所管部署
商工会議所補助事業	産業振興課
産学官連携事業	産業振興課
習志野市中小企業資金融資制度	産業振興課
創業に係る総合相談窓口	産業振興課

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値
①	交流オフィス利用件数【成果】	産業振興課	5件 (平成30年度)	7件 (令和7年度)
②	技術相談件数【成果】	産業振興課	5件 (平成30年度)	7件 (令和7年度)





主な取り組み③ 資金調達の支援

市内事業者の資金調達を円滑にし、経営の安定化を図るため、金融機関や千葉県信用保証協会、習志野商工会議所等と連携・協力して、習志野市中小企業資金融資制度などによる支援を行います。

また、さまざまな機関・団体が行う支援や補助金などの制度について、職員自身が情報を収集し、相談者に適切な助言を行ったり、周知を行ったりすることにより、利用の促進を図ります。

関係する主な施策	所管部署
習志野市中小企業資金融資制度	産業振興課
中小企業資金融資利子補給金	産業振興課
商工会議所補助事業	産業振興課

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値
①	資金繰りの円滑化を目的とした資金の融資件数【成果】	産業振興課	(60件) (令和元年度見込み)	32件 (令和8年3月)



習志野市
Narashino City

[音声読み上げ・文字サイズ変更](#)
[Multilingual](#)
[携帯サイト](#)
[サイトマップ](#)

くらし・手続き
健康・福祉
子育て・教育
施設一覧
産業・事業者向け
市政情報

トップページ > 産業・事業者向け > 産業・創業・融資 > 中小企業向け融資、保証、共済制度など > 習志野市中小企業資金融資制度

習志野市中小企業資金融資制度

更新日：2019年5月1日

[取扱金融機関](#)
[案内リーフレット\(メニュー\)](#)
[補足・注意事項](#)
[対象者](#)
[必要書類](#)
[申請書式ダウンロード](#)
[申込み・問い合わせ](#)
[\(参考\) 利子補給](#)

習志野市中小企業資金融資制度とは

市内の中小企業者が、市内で事業を営むうえで必要な資金の融資を、低利で受けることができる制度です。
なお、市では、本制度の受付等の業務について、習志野商工会議所に委託しています。

取扱金融機関

中小企業向け融資、保証、共済制度など

- ▶ 習志野市中小企業資金融資制度
- ▶ 中小企業資金融資 申請書ダウンロード
- ▶ 中小企業信用保険法に基づく認定について(セーフティネット保証制度)
- ▶ 中小企業資金融資のための罹災証明について
- ▶ 東日本大震災復興緊急保証制度について
- ▶ 小規模企業共済制度・経営セーフティ共済の御案内



第2節 商工業の振興

中小小売店と大型店との共存・共栄や、商店街と市民、市民活動団体などによる新たな連携を推進し、消費者の生活や消費スタイルを含めた社会の変化に柔軟に対応できるよう、サービスの多様化や商品構成の向上等、時代に即した魅力ある商業の振興に取り組みます。

また、産学民官連携による産業基盤の強化や、新技術・新製品の開発など付加価値の高いものづくり、新たな分野への参入などを支援し、市内事業者の競争力向上を図ります。

さらに、企業の市外転出を防止するとともに、新たな企業の進出を図るため、良好な操業環境の保持に努めます。

	成果指標	基準値	目標値
①	市内事業所数	4,270 事業所 (H26 経済センサス)	4,270 事業所 (令和8年3月)
②	市内法人数	3,208 法人 (平成31年3月)	3,500 法人 (令和8年3月)

<主な取り組み>

1. 地域一体となったまちづくり
2. 魅力ある商店街づくりの推進
3. 付加価値の高いものづくりの支援

各指標の詳細は [「巻末 | 評価指標一覧 \(80 ページ~\)」](#) 参照



[<第1節に戻る](#)

[目次に戻る](#)

[第3節に進む>](#)



主な取り組み① 地域一体となったまちづくり

行政、市内事業者と大学、地域住民などが一体となって協働し、連携を深めながら取り組みを進めることにより、市内産業の活性化と地域一体となったまちづくりの推進を図ります。

また、キャッシュレス決済やICTの利活用、シェアリングエコノミーなど、高度情報化、Society 5.0といった社会の変化に適応できるよう、時代に即した支援や啓発を行います。

関係する主な施策	所管部署
商工会議所補助事業	産業振興課
商業活性化事業	産業振興課
商店街共同施設管理事業	産業振興課
商店街共同施設整備事業	産業振興課
産学官連携事業	産業振興課

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値
①	地域と行う各商店街のイベント数【成果】	産業振興課	52件 (平成30年度)	60件 (令和7年度)
②	高度情報化社会の変化に即した啓発活動【活動】	産業振興課	(2件) (令和元年度)	4件 (令和8年3月)





主な取り組み② 魅力ある商店街づくりの推進

習志野市商店会連合会への補助や、同会と連携した取り組みを推進することにより、各商店会の会員増加や自主財源の確保を促します。

また、商業活性化と地域の安全・安心を図るため、街路灯等の維持管理・整備や、イルミネーション事業への支援を行い、地域における交流の拠点として、魅力ある商店街づくりを推進します。

関係する主な施策	所管部署
商業活性化事業	産業振興課
商店街共同施設管理事業	産業振興課
商店街共同施設整備事業	産業振興課
産業振興基本条例の推進	産業振興課

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値
①	商店会の会員数【成果】	産業振興課	382 店舗 (平成 31 年 3 月)	382 店舗 (令和 8 年 3 月)
②	イルミネーション事業に参加する商店会数【成果】	産業振興課	2 商店会 (平成 30 年度)	4 商店会 (令和 7 年度)
③	まちゼミを実施する商店会数【成果】	産業振興課	10 商店会 (平成 30 年度)	13 商店会 (令和 7 年度)





主な取り組み③ 付加価値の高いものづくりの支援

企業紹介と販路拡大を目的としたウェブサイト「習志野グローバルものづくりガイド」や展示会への出展等を中心として、市内企業のものづくりが「全国から世界へ」とつながるよう支援します。

また、従業員のスキルアップや先端設備等の導入、ブランディングなどによる競合との差別化を促進するとともに、産学民官連携による新技術・新製品の開発を支援するなど、付加価値の高いものづくりができる環境を整備します。

関係する主な施策	所管部署
産学官連携事業	産業振興課
工業活性化事業	産業振興課
商工会議所補助事業	産業振興課
習志野市中小企業資金融資制度	産業振興課

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値
①	「習志野グローバルものづくりガイド」アクセス数【成果】	産業振興課	29,915 件 (平成 30 年度)	40,000 件 (令和 7 年度)
②	交流オフィス利用件数【成果】 <再掲>	産業振興課	5 件 (平成 30 年度)	7 件 (令和 7 年度)
③	技術相談件数【成果】 <再掲>	産業振興課	5 件 (平成 30 年度)	7 件 (令和 7 年度)
④	新たな設備の導入を目的とした資金の融資件数【成果】	産業振興課	(6.6 件) (平成 28~30 年度)	30 件 (令和 8 年 3 月)

習志野グローバル ものづくりガイド

日本語 | English | 中文 | 한국어

文字サイズ

小

中

大





第3節 都市農業の振興

農業従事者を確保・育成するため、農業経営効率化への取組の促進や新規就農者の経営支援を行うとともに、地元農産物のブランド化を促進し、農業経営の安定化を図ります。

また、各種イベントにおける地元農産物の供給機会の創出によって市産市消を推進するとともに、市民農園の運営など、市民が農業に親しむ機会を創出します。

	成果指標	基準値	目標値
①	認定農業者数	26人 (平成31年3月)	26人 (令和8年3月)

<主な取り組み>

1. 農業従事者の確保・育成
2. 市産市消の推進
3. 市民が農業に親しむ機会の創出

各指標の詳細は [「巻末 | 評価指標一覧 \(81 ページ~\)」](#) 参照



主な取り組み① 農業従事者の確保・育成
 農業経営の効率化支援や地元農産物のブランド化を促進し、農業経営のための環境を整えます。
 また、新規就農者の経営を支援し、農業従事者の確保に取り組めます。

関係する主な施策	所管部署
農業経営の効率化支援	産業振興課
地元農産物のブランド化促進	産業振興課
新規就農者の経営支援	産業振興課

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値
①	ちばのオリジナルブランド 産地づくり支援事業による ブランド化実施数【成果】	産業振興課	5個 (令和元年度)	6個 (令和7年度)





主な取り組み② 市産市消の推進

生産者である農業従事者と消費者である地域住民が、共に豊かな市民生活を享受できる都市農業の展開として、農業祭など各種イベントにおける地元農産物の供給を支援します。

また、地元商店街や大型商業施設（ショッピングセンター等）と連携し、地元農産物を販売することにより、農業従事者の流通経路の確保と地元農産物のPRに努めます。

さらに、習志野市の農業への理解を深めるため、給食で使用するにんじんを習志野市産の彩誉とする『キャロット計画』を推進します。

関係する主な施策	所管部署
農業祭など各種イベントにおける地元農産物の供給	産業振興課
地元商店街や大型商業施設との連携	産業振興課
キャロット計画の推進	産業振興課

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値
①	農業祭の開催【活動】	産業振興課	1回 (令和元年度)	1回 (令和7年度)





主な取り組み③ 市民が農業に親しむ機会の創出

市民が農業に親しむ機会として、市営市民農園を運営します。
また、民営市民農園の開設支援を行います。

関係する主な施策	所管部署
市営市民農園の運営	産業振興課
民営市民農園の開設支援	産業振興課

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値
①	市営市民農園の利用率 【成果】	産業振興課	97% (令和元年3月)	97% (令和8年3月)





第4節 観光の振興

まちづくりの先に観光を見据え、地域の中で培われてきた“暮らし”のすべてを観光資源の原石と捉えて、地域とともに資源の掘り起こしや磨き上げ等を行うことにより、本市ならではの魅力の発見とシビックプライドの醸成を図ります。

本市の魅力を市内外にアピールするため、メディアを通じた情報発信に加え、直に体感・体験できる場として地域資源を活用したイベント等を開催します。

さらに、近隣地域との連携や、都市間交流を通じて、広域での取り組みを推進します。

これらの取り組みをより効果的にするため、観光ガイドブック等のツールを活用するとともに、観光まちづくりを推進する体制づくりを進めます。

	成果指標	基準値	目標値
①	市内観光入込客数【成果】	738,958人 (平成30年)	900,000人 (令和7年)
②	市内宿泊客数【成果】	32,731人 (平成30年)	40,000人 (令和7年)

<主な取り組み>

1. 観光力の強化
2. 地域資源の活用
3. 広域連携・交流

各指標の詳細は [「巻末 | 評価指標一覧（82ページ～）」](#) 参照



[<第3節に戻る](#)

[目次に戻る](#)

[第5節に進む>](#)



主な取り組み① 観光力の強化

本市ならではの魅力を発掘、テーマ性を付与することにより、観光資源としての付加価値づくりに努めるとともに、「ぶらっと習志野観光ガイドブック」や「ならしの駅からマップ」等の観光振興ツールを活用し、広く県内外に情報を発信していきます。

さらに、まち巡りプログラムの充実や、ドラマ等映像作品のロケ誘致、市民まつりの情報発信により、直接的な観光誘客を図るとともに、市民のシビックプライド醸成にも努めます。

また、これらの観光振興施策を効果的に推進する体制づくりについて、習志野商工会議所を始めとした関係機関との協議を進めていきます。

関係する主な施策	所管部署
観光資源の発掘・創出	産業振興課
観光振興ツールの活用	産業振興課
まち巡りプログラムの充実	産業振興課
ドラマ・映画等のロケ誘致	産業振興課
まちづくり観光を推進する体制づくり	産業振興課

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値
①	市 HP 等で公開しているまち巡りコース数【活動】	産業振興課	10 コース (平成 31 年 3 月)	16 コース (令和 8 年 3 月)
②	ドラマ・映画等の撮影誘致回数【成果】	産業振興課	41 回 (平成 30 年度)	50 回 (令和 7 年度)





主な取り組み② 地域資源の活用

本市の歴史や文化、産物をモチーフに開発された「習志野市ふるさと産品」や「習志野ソーセージ」の普及を図るとともに、これらを活用したイベントの実施、情報発信により、本市への観光誘客を促進します。

また、ご当地キャラクター「ナラシド♪」のイベント出演や、キャラクターグッズを充実させることにより、本市に人を呼び込めるキャラクターとして、さらなる魅力向上を図ります。

これらの取り組みのほか、本市にゆかりのあるヒト・モノなどを活用したPR手法を検討します。

関係する主な施策	所管部署
ふるさと産品の充実と業者会の支援	産業振興課
習志野ドイツフェアの開催	産業振興課
習志野ソーセージの普及支援	産業振興課
ご当地キャラクター「ナラシド♪」の活用	産業振興課

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値
①	ふるさと産品認定数 【成果】	産業振興課	48点 (平成31年3月)	55点 (令和8年3月)
②	習志野ソーセージを販売・提供する行事数 【活動】	産業振興課	2件 (平成30年度)	4件 (令和7年度)
③	「ナラシド♪」グッズ数 【成果】	産業振興課	10点 (平成31年3月)	16点 (令和8年3月)





主な取り組み③ 広域連携・交流

本市と交流の深い富士吉田市（山梨県）・南房総市（千葉県）・京田辺市（京都府）・上野村（群馬県）との都市間交流事業や、千葉ベイエリア観光連盟・ちばプロモーション協議会との連携により、本市の魅力を県内外に発信します。

また、千葉市・船橋市との連携により展開する「千葉おもてなし SHOP ガイド」を活用して、市内事業者インバウンド対応を促します。

関係する主な施策	所管部署
都市間交流事業	産業振興課
千葉ベイエリア観光連盟やちばプロモーション協議会への参画	産業振興課
千葉おもてなし SHOP ガイドへの参画	産業振興課

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値
①	都市間交流市村との相互参加行事数【活動】	産業振興課	4回 (平成30年度)	4回 (令和7年度)
②	千葉おもてなし SHOP ガイドの登録店舗数【成果】	産業振興課	(-) (平成31年3月)	100店 (令和8年3月)





第5節 創業しやすい環境の整備

習志野商工会議所等のさまざまな機関と連携しながら、創業前の相談から資金調達、創業後のフォローアップまで、多様なアプローチによって、市内での創業を考えている人たちを支援します

また、将来的に「創業のまち」とすることを見据え、長期的な視点で市全体の創業機運を醸成するために、無関心層や、児童・生徒・学生といった若年層に対する意識啓発の取り組みを推進します。

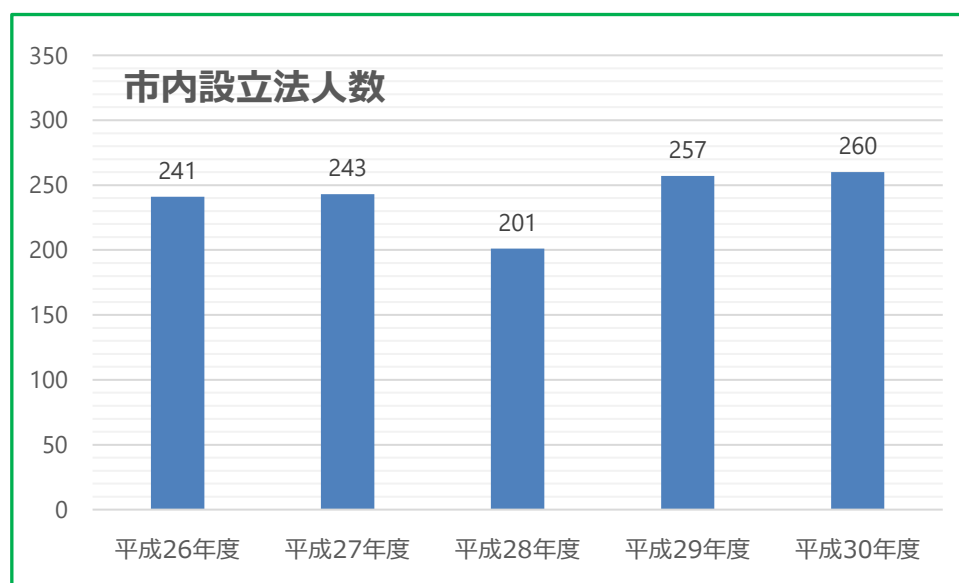
その他、新たな産業や市場の創出、新たな技術や製品の開発への支援に取り組みます。

	成果指標	基準値	目標値
①	設立法人数	(239件) (平成28~30年度)	1,600件 (令和8年3月)

<主な取り組み>

1. 創業希望者への支援
2. 創業機運の醸成
3. 産学民官連携の推進

各指標の詳細は [「巻末 | 評価指標一覧 \(83 ページ~\)」](#) 参照



[<第4節に戻る](#)

[目次に戻る](#)

[第6節に進む>](#)



主な取り組み① 創業希望者への支援

習志野商工会議所をはじめ、金融機関、千葉県信用保証協会といった関係機関や、近隣自治体などと連携し、気軽に相談することができるワンストップ相談窓口を設置するなど、創業しやすい環境を整備するとともに、創業に必要な知識や心構えを学ぶ機会を提供し、市内での創業を希望・検討する人を支援します。

関係する主な施策	所管部署
創業支援事業（ならしの創業塾等）	産業振興課
習志野市中小企業資金融資制度	産業振興課

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値
①	創業塾等の実施回数【活動】	産業振興課 ほか	(2回) (令和元年度)	12回 (令和8年3月)
②	創業塾等の受講者数【成果】	産業振興課 ほか	(23人) (令和元年度)	193人 (令和8年3月)
③	創業支援を目的とした資金の融資件数【成果】	産業振興課	(1.3件) (平成28~30年度)	19件 (令和8年3月)





主な取り組み② 創業機運の醸成

創業に興味・関心の無い人（無関心層）や、児童・生徒・学生などの若年層を対象としたセミナーや講演会、授業を開催することで、多くの人が選択肢の一つとして「創業」を持つことができるような環境をつくります。

事業の実施にあたっては、習志野商工会議所や千葉県信用保証協会といった関係機関のほか、市内の小・中学校、高等学校、大学、近隣自治体などと広く連携します。

関係する主な施策	所管部署
起業家創出・育成事業	産業振興課
再チャレンジ支援講座の実施	男女共同参画センター

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値
①	セミナー等の開催回数【活動】	産業振興課 ほか	(-) (令和元年度)	5回 (令和8年3月)
②	セミナー等の受講者数【成果】	産業振興課 ほか	(-) (令和元年度)	150人 (令和8年3月)
③	再チャレンジ支援講座の実施回数【活動】	男女共同参画 センター	(1回) (令和元年度)	6回 (令和8年3月)



主な取り組み③ 産学民官連携の推進

市内企業による新たな製品・技術の開発、あるいは新たな分野への進出に向けた取り組みを支援するため、産学民（金）官の連携を強化・推進します。

また、市内企業の優れた技術や製品について情報を発信するとともに、マッチングによる新たな市場や取引関係の創出を支援します。

関係する主な施策	所管部署
産学民官連携事業	産業振興課
地域産業資源の活用	産業振興課
習志野市中小企業資金融資制度	産業振興課

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値
①	交流オフィス利用件数 【成果】＜再掲＞	産業振興課	5件 (平成30年度)	7件 (令和7年度)
②	技術相談件数【成果】 ＜再掲＞	産業振興課	5件 (平成30年度)	7件 (令和7年度)
③	ビジネスマッチング イベント出展企業数【活動】	産業振興課	2件 (平成30年度)	3件 (令和7年度)





その他関係機関の取り組み	実施機関
創業ワンストップ相談窓口	習志野商工会議所
創業スクール	千葉県信用保証協会
研究施設等の活用	習志野商工会議所ほか
アドバイザー派遣制度・共同開発助成制度の活用	習志野商工会議所ほか

	中間指標【種別】	所管部署等	基準値	目標値
①	ワンストップ相談窓口 利用者数【成果】	習志野 商工会議所	(20件) (平成30年度)	35件 (令和7年度)



<< **MEMO** >>

A series of horizontal dashed lines for writing.



第6節 働きやすい環境づくり

地域の活性化にあたっては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られ、健やかな生活を送ることができる環境や、性や年齢などに関わらず、誰もが意欲と能力を発揮し活躍できる環境が不可欠です。

こうした社会を実現するため、市民と事業者、それぞれが理解を深め、一人ひとりが自らのライフステージやライフスタイルに合った働き方を選択できるよう、関係機関等と連携しながら啓発を行うとともに、優れた取り組みが評価される環境の整備に取り組みます。

	成果指標	基準値	目標値
①	からだの健康づくりに取り組んでいる企業【成果】	69.2% (H30 健康意識調査)	85% (令和8年3月)
②	こころの健康づくりに取り組んでいる企業【成果】	68.0% (H30 健康意識調査)	85% (令和8年3月)
③	余暇時間の確保に取り組んでいる企業【成果】	49.0% (H30WLB 事業所調査)	55% (令和8年3月)
④	福利厚生の実践ができて いる企業【成果】	30.9% (H30WLB 事業所調査)	35% (令和8年3月)

<主な取り組み>

1. 安心して働ける環境づくり
2. 安全で健康に働ける環境づくり
3. 労働者への支援

各指標の詳細は [「巻末 | 評価指標一覧（84 ページ～）」](#) 参照



主な取り組み① 安心して働ける環境づくり

性や年齢などに関わらず、誰もが安心して意欲と能力を発揮し活躍できる労働環境づくりの促進するため、労働局や労働基準監督署などの関係機関と連携して、労働相談や労働・雇用に関するルール、制度の周知・啓発に努めます。

ライフステージ等に変化があっても離職することなく、本人の希望や状況に応じて働き続けることができる環境を整備するなど、多様な働き方・働き方を実践する事業者の支援に取り組みます。

また、そうした環境づくりに取り組んでいる優良な事業者や、優れた取り組みの共有に努め、事業者による自主的な取り組みを促進します。

関係する主な施策	所管部署
労働・雇用制度の周知・啓発	産業振興課 男女共同参画センター
退職金共済制度等の普及・啓発	産業振興課
優良な事業者や取り組み事例の紹介	産業振興課 男女共同参画センター ほか
各種表彰・認定・登録・認証制度の周知	男女共同参画センター
事業所に対する男女共同参画に関する啓発	男女共同参画センター
子育て支援先端企業認証制度の推進	こども政策課
くるみん認定制度の推進	こども政策課

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値
①	中小企業退職金共済に加入している市内事業所数 【成果】	産業振興課	171 事業所 (平成 31 年 3 月)	206 事業所 (令和 8 年 3 月)
②	中小企業退職金共済に加入している市内従業員数 【成果】	産業振興課	1,604 人 (平成 31 年 3 月)	2,504 人 (令和 8 年 3 月)
③	優良事業者等の紹介件数 【活動/成果】	産業振興課 男女共同参画 センター ほか	3 件 (令和 2 年 3 月)	6 件 (令和 8 年 3 月)



主な取り組み② 安全で健康に働ける環境づくり

労働者が安全で健やかに働くことができるよう、関係機関と連携し、安全衛生に対する意識を高めることにより、職場における安全性の確保・向上を図ります。

また、市内事業者が職場環境・就業環境の改善に取り組むだけでなく、従業員やその家族の心身の健康づくりに積極的に取り組むことができるよう、健康経営を支援します。

さらに、優良な事業者や取り組みの事例の共有に努め、事業者による自発的な取り組みを促進します。

関係する主な施策	所管部署
労働・雇用制度の周知・啓発	産業振興課
優良な事業者や取り組み事例の紹介	産業振興課ほか
事業者による健康なまちづくりの推進	健康支援課 産業振興課
働く場におけるハラスメント防止に向けた啓発	男女共同参画センター 産業振興課

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値
①	優良事業者等の紹介件数 【活動/成果】	産業振興課 健康支援課 ほか	1件 (令和2年3月)	4件 (令和8年3月)

The screenshot shows the Nishino City website with a news article titled "市スポーツ振興協会が『健康経営優良法人2018』に認定！" (Nishino Sports Association certified as 'Healthy Business Operator 2018'). The article is dated March 19, 2018, and includes social media sharing options for LINE and Twitter. The article text describes the certification process and the association's commitment to employee health and safety. A sidebar on the right lists related topics like 'Business-oriented health promotion' and 'Healthy Business Operator certification system'.



主な取り組み③ 労働者への支援

労働者が労働意欲を高め、意欲と能力を十分に発揮し、生きがいをもっていきいきと生活できるよう、労働者本人だけでなく、経営者や人事担当者なども対象としたセミナー等を行います。

また、市内中小企業に勤務する労働者が安心して働き続けることができるよう、中小企業退職金共済をはじめとした各種制度の普及・啓発、加入促進に努めます。

関係する主な施策	所管部署
労働者向けセミナー等の開催	産業振興課
退職金共済制度等の普及・啓発	産業振興課
パラレルキャリアに関する講座の実施	男女共同参画センター

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値
①	労働者向けイベントの開催回数【活動】	産業振興課	(-) (令和元年度)	6回 (令和8年3月)
②	労働者向けイベントの参加者数【成果】	産業振興課	(-) (令和元年度)	240人 (令和8年3月)





第7節 就労・雇用機会の拡大

ハローワーク船橋や千葉労働局、千葉県ジョブサポートセンターなどの支援機関に加え、習志野商工会議所や近隣自治体と広く連携・協力することにより、ニーズの把握に努めるとともに、求職者と企業により多くのマッチング機会を提供します。

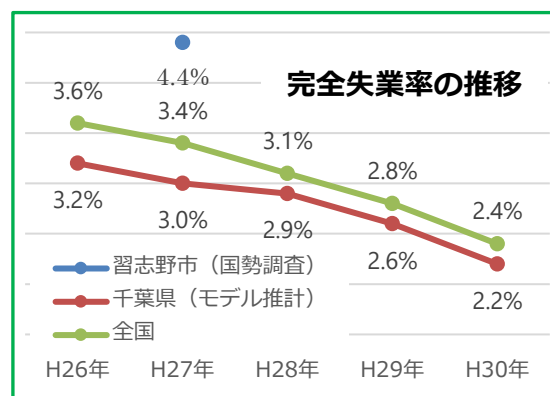
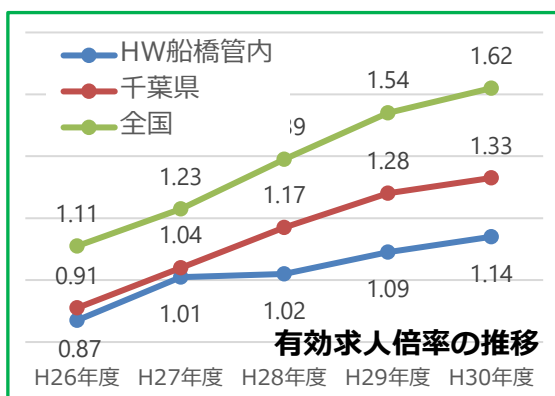
また、求職者の“雇用され得る能力”（エンプロイアビリティ *employability*）の向上と、求職者にとって魅力ある企業となるための取り組み（エンプロイヤーブランディング *employer branding*）を推進します。

	成果指標	基準値	目標値
①	有効求人倍率	1.14 倍 (平成 30 年度)	1.49 倍 (令和 7 年度)
②	完全失業率（習志野市）	4.4% (平成 27 年国勢調査)	2.2% (令和 7 年国勢調査)
③	完全失業率（千葉県）	2.2% (平成 30 年)	1.5% (令和 7 年)

<主な取り組み>

1. 求職者への支援
2. 人材の確保
3. 近隣自治体等との広域連携

各指標の詳細は [「巻末 | 評価指標一覧（85 ページ～）」](#) 参照



[<第6節に戻る](#)

[目次に戻る](#)



主な取り組み① 求職者への支援

ハローワークやジョブサポートセンターといった支援機関との連携・協力を軸として、セミナーや相談会の開催など、求職者のニーズに応じた支援を行うほか、企業とのマッチング機会を提供するなど、就労に向けて多様なアプローチを行います。

また、国と共同で設置している「ふるさとハローワークならしの」において、相談対応や情報提供を行うとともに、ミニ面接会などを実施します。

関係する主な施策	所管部署
キャリア教育の推進	産業振興課
求職者と企業とのマッチングの推進	産業振興課
再チャレンジ支援講座の実施	男女共同参画センター
障がい者の就労支援	障がい福祉課
高齢者の就労支援	高齢者支援課
ひとり親の就労支援	子育て支援課

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値
①	就労支援イベントの開催回数【活動】	産業振興課	(11回) (H29～R元年度)	48回 (令和8年3月)
②	ふるさとハローワークならしの利用者数【成果】	産業振興課	9,545人 (平成30年度)	10,025人 (令和7年度)
③	障がい者地域共生協議会就労支援部会の開催回数【活動】	障がい福祉課	12回 (平成30年度)	12回 (令和7年度)





主な取り組み② 人材の確保

ハローワークやジョブサポートセンターといった支援機関に加え、習志野商工会議所や事業者団体、大学などと連携・協力し、企業説明会や交流会、就職面接会などを開催するにより、雇用機会の創出・拡大に取り組みます。

また、働き方改革等、労働条件の改善を進めることにより、“雇用につながる魅力”（エンプロイメンタビリティ *employment-ability*）を高め、求職者に選ばれる企業となるよう啓発を行うとともに、優良な事業者等の紹介を行うことにより、市内事業者の人材確保を支援します。

関係する主な施策	所管部署
求職者と企業とのマッチングの推進	産業振興課
優良な事業者や取り組み事例の紹介	産業振興課 男女共同参画センター ほか
各種表彰・認定・登録・認証制度の周知	男女共同参画センター
障がい者の就労支援	障がい福祉課
高齢者の就労支援	高齢者支援課
ひとり親の就労支援	子育て支援課
子育て支援先端企業認定制度の推進	こども政策課
くるみん認定制度の推進	こども政策課
介護事業所における人材の確保	介護保険課

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値
①	マッチングイベントの開催回数【活動】	産業振興課	(9回) (令和元年度)	30回 (令和8年3月)
②	障がい者地域共生協議会就労支援部会の開催回数【活動】<再掲>	障がい福祉課	12回 (平成30年度)	12回 (令和7年度)





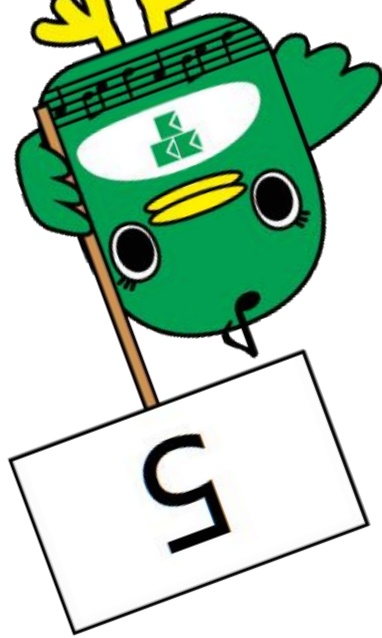
主な取り組み③ 近隣自治体等との広域連携

近隣自治体を中心に広く連携・協力し、求職者への支援や企業説明会、求職者と事業者とのマッチングなどを行うことにより、就労・雇用機会の拡大を図ります。

関係する主な施策	所管部署
就労・雇用支援セミナー等の開催	産業振興課
求職者と企業とのマッチングイベントの開催	産業振興課
ふなばし地域若者サポートステーション事業	産業振興課

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値
①	共催・後援の割合【活動】	産業振興課	100% (平成30年度)	100% (令和7年度)
②	共催・後援等の件数【成果】	産業振興課	(10件) (令和元年度)	60件 (令和8年3月)





[<第4章](#)

第 5 章

[おわりに>](#)

取り組みの推進

効果的に推進するための体制などを示します

[▲目次に戻る](#)

<< **MEMO** >>

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

第1節 連携・協働

産業の振興、地域の活性化は、行政だけ、事業者だけでは実現することができません。

市民や地縁団体、市民活動団体、学校など、地域に関わるさまざまな立場の人が、それぞれの役割を自覚し、力を合わせながら、互いに補完していくことが不可欠です。

特に、各取り組みの実施主体は、「7つの基本方針」間の連携が疎かになることがないように、他の実施主体や取り組みと積極的に連携・協力し、相乗効果を図ることとします。

また、市は、行政あるいは事業者の一人としての役割を担うだけでなく、それぞれが円滑・効果的に連携することができるよう、情報の共有・発信を含めたサポートを行います。

第2節 周知・共有

連携・協働により取り組みを進めていくためには、各プレイヤーが同じ目標を共有していなければなりません。

そのため、市が中心となり、本計画の内容を広報習志野や市ホームページ等の各メディアを活用して発信するとともに、関係機関等を通じて広く周知を図ります。

第3節 進捗管理・評価（PDCA サイクル）

計画を策定（Plan）した後、目標に向けた取り組みを着実に、かつ効果的に推進するためには、それぞれが活動（Do）するだけでなく、計画に沿って施策が進められているか、想定した成果が上げられているかといった進捗状況を定期的に確認し、把握しておく必要があります。（Check）

また、当初の想定から乖離するようであれば、その原因を分析し、以降の取り組みに活かさなければなりません。（Action）

本計画では、こうした進捗管理・評価のため、各取り組みの評価指標として「活動指標」（アウトプット指標）と「成果指標」（アウトカム指標）を定めるとともに、以下3つのマイルストーンを設けます。

なお、設定する指標は、原則として客観的に確認・把握ができるもの（公表されているデータ等）とし、評価の客観性を確保するものとします。

（1）年度評価

次年度以降の活動に反映させるため、年度ごとに進捗状況を把握します。

各取り組みに中間指標として設定した活動指標または成果指標を活用します。

(2) 中間評価

本計画は、計画期間の中間にあたる令和4(2022)年度頃を目途に見直しを予定していることから、同時点における目標(KPI = Key Performance Indicator／重要業績評価指標)を設定し、評価を行います。

主として、第4章各節に設定した成果指標を活用しますが、各取り組みに設定した中間指標と併せて分析を行います。

(3) 最終評価

本計画における最終的な目標(KGI = Key Goal Indicator／重要目標達成指標)を設定し、本計画全体の評価を行います。

第4章各節に設定した成果指標を活用しますが、各取り組みに設定した中間指標と併せて分析を行います。

第4節 産業振興審議会の活用

本計画の進捗管理や評価、次期計画の策定にあたっては、産業の振興を推進するために設置された諮問機関であり、産学民のさまざまな立場の人で構成される産業振興審議会を活用し、取り組みの推進を図ります。



総合目標

人々の声と足音が響くまち ~暮らしと産業の調和を目指して~



<< *MEMO* >>

Handwriting practice area with horizontal dashed lines.

<第5章

おわりに

巻末>

次期計画の策定に向けて

評価や見直しの方針を示します



<< **MEMO** >>

Handwriting practice area consisting of 20 horizontal dashed lines.



第1節 見直しの実施

本計画は、計画期間が6年と長期にわたることから、社会環境の変化等に対応するため、令和4（2022）年度頃を目途に内容の見直しを行います。

見直しにあたっては、実態に即したものとなるよう、年度評価の状況や中間評価の結果、各種社会指標等を活用するものとします。

なお、見直しの時期等については、必要に応じて柔軟に対応することとします。

第2節 最終評価の時期

最終評価は、本計画が終了となる令和7（2025）年度末の状況をもって実施することが理想的ではありますが、現実には、同年度末までに次期計画を策定することが求められるため、本計画の最終評価と、次期計画の策定作業は並行して行わねばなりません。

そこで、次期計画の策定作業を円滑に進めるため、本計画の最終評価は、原則として令和7年3月末～9月末時点での状況をもって実施し、次期計画に反映させるものとします。

なお、KGIは、あくまでも本計画が終了となる令和7（2025）年度末時点における達成目標とします。

第3節 環境の変化への対応

国の方針や、本市の長期計画、主要施策などに大きな変更が生じた場合、社会環境に著しい変化が生じた場合等にあつては、本計画の終了を待つことなく、必要に応じて随時改定を行うこととします。

<< **MEMO** >>

Handwriting practice area consisting of 20 horizontal dashed lines.

くおわりに

巻 末

- 👉 [I 評価指標一覧](#)
- 👉 [II 参考資料](#)
- 👉 [III 用語解説](#)



<< *MEMO* >>

Handwriting practice lines consisting of multiple horizontal dashed lines.

I 評価指標一覧

第1節 経営の安定化支援

[第4章 \(37ページ\)](#) [▲目次に戻る](#)

	成果指標	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	市内事業所数	4,270 事業所 (H26 経済センサス)	4,270 事業所 (令和 8 年 3 月)	経済センサスから引用。 最終評価にあたっては、令和 7 年 3 月末までに調査結果が公表された直近の経済センサスにおける数値、または令和 7 年 6 月頃までに新たな調査結果が公表されることが明らかである場合は、その数値を採用する。 なお、目標値は社会情勢から同数としている。
②	利子補給金の交付事業者数	644 事業者 (平成 30 年度)	309 事業者 (令和 7 年度)	本市制度融資利用者に交付している利子補給金の当該年度における交付事業者数（上期・下期の延べ数）。 目標値は、制度融資利用者及び利子補給金の交付実績が減少していることから、年度あたり 10%減少することを見込み、算定した。

主な取り組み① 中小企業の育成

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	商工会議所会員数【成果】	産業振興課	1,817 事業所 (平成 31 年 3 月)	1,825 事業所 (令和 8 年 3 月)	習志野商工会議所事業報告書から引用。 近年、会員数は減少している中で、現状を維持しながらも、年あたり 1 事業者増加することを目標とした。
②	地域経済対策事業 登録事業者数【成果】	産業振興課	193 事業者 (平成 31 年 4 月)	200 事業者 (令和 8 年 3 月)	本市が行う「地域経済対策事業」の登録事業者数を使用。 目標値は、年あたり 1 事業者増加するものと見込み、算定した。 なお、地域経済対策事業とは、公共施設の小規模修繕を登録事業者へ発注する事業。 市への登録は、市内で営繕・修理業を営んでいる事業者、個人事業者が対象となる。
③	住宅修繕あっせん制度 あっせん件数【成果】	産業振興課	121 件 (平成 30 年度)	130 件 (令和 7 年度)	当該年度の「住宅修繕あっせん制度」によるあっせん件数。 目標値は、年度あたり 1 件程度増加するものと見込み、算定した。 なお、住宅修繕あっせん制度とは、市民からの住宅修繕の依頼を「習志野市住宅相談連絡会」を通じ、事業者をあっせんする制度。

主な取り組み② 相談体制の充実

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	交流オフィス利用件数 【成果】	産業振興課	5 件 (平成 30 年度)	7 件 (令和 7 年度)	当該年度における「産学官連携プラットフォーム委託事業」における「交流オフィス」の利用件数。 交流オフィスを通じて相談機会が増え、より多くの企業の経営支援となることから採用。 現状を維持しながらも、少しでも増加させることを目標とした。
②	技術相談件数【成果】	産業振興課	5 件 (平成 30 年度)	7 件 (令和 7 年度)	当該年度における「産学官連携プラットフォーム委託事業」における「技術相談」の相談件数。 現状を維持しながらも、少しでも増加させることを目標とした。

主な取り組み③ 資金調達の支援

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	資金繰りの円滑化を目的 とした資金の融資件数 【成果】	産業振興課	(60 件) (令和元年度見込み)	32 件 (令和 8 年 3 月)	計画期間中の累計値。 本市融資制度のうち、資金繰りの円滑化を図るための資金メニューについて融資した件数を対象とする。創業支援のための資金メニューを含むが、新たな設備の導入を支援するための資金メニュー等は含まない。 参考として令和元年度の実績（見込み）を基準値とし、融資実績が急速に縮小していることを踏まえ、年度あたり 10%減少することを見込んだ。 なお、令和元年度の実績（見込み）は、令和元年 12 月末現在の実績（45 件）を元に算定した。

	成果指標	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	市内事業所数	4,270 事業所 (H26 経済センサス)	4,270 事業所 (令和 8 年 3 月)	経済センサスから引用。 最終評価にあたっては、令和 7 年 3 月末までに調査結果が公表された直近の経済センサスにおける数値、または令和 7 年 6 月頃までに新たな調査結果が公表されることが明らかである場合は、その数値を採用する。 なお、目標値は社会情勢から同数とした。
②	市内法人数	3,208 法人 (平成 31 年 3 月)	3,500 法人 (令和 8 年 3 月)	決算書の法人市民税納税義務者数より引用。 経済センサスは、おおむね 5 年ごとに実施されることから、補助的な指標として採用。 過去の傾向から毎年 50 法人程度増加となっているため、同程度増加するものと見込み、目標値を算定した。

主な取り組み① 地域一体となったまちづくり

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	地域と行う各商店街のイベント数【成果】	産業振興課	52 件 (平成 30 年度)	60 件 (令和 7 年度)	各商店街が行う夏祭り等、地域と共に行うイベント数。 地域での人との関わりが減っている中で、イベント数の増加もしくは現状維持が、集客により、地域一体となったまちづくりを形成し、商店街の活性化にも繋がることから採用した。
②	高度情報化社会の変化に即した啓発活動【活動】	産業振興課	(2 件) (令和元年度)	4 件 (令和 8 年 3 月)	参考として、令和元年 12 月末時点の実績(事業者向け・消費者向けキャッシュレスセミナー)を基準値とし、目標値は計画期間中の累計値とした。 キャッシュレス決済や ICT の利活用、シェアリングエコノミーなど、高度情報化、Society 5.0 といった社会の変化に適応できるよう、時代に即した啓発活動を目的とした本市主催のイベント等を対象とする。

主な取り組み② 魅力ある商店街づくりの推進

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	商店会の会員数【成果】	産業振興課	382 店舗 (平成 31 年 3 月)	382 店舗 (令和 8 年 3 月)	習志野市商店会連合会の会員数。 商店会組織は、個店同士の相互協力を促進し、「魅力ある商店街づくり」に繋がることから採用。 商店会員数は減少傾向にあることから、現状維持することを目標とした。
②	イルミネーション事業に参加する商店会数【成果】	産業振興課	2 商店会 (平成 30 年度)	4 商店会 (令和 7 年度)	当該年度にイルミネーション事業に参加する市内商店会数。 イルミネーション事業は、商店街のイメージアップや、集客に繋がることに加え、市補助金による支援も行っていることから採用。 今後、さらなる増加を見込み、目標値を設定した。
③	まちゼミを実施する商店会数【成果】	産業振興課	10 商店会 (平成 30 年度)	13 商店会 (令和 7 年度)	当該年度にまちゼミを実施した市内商店会数。 今後、さらなる増加を見込み、目標値を設定した。

主な取り組み③ 付加価値の高いものづくりの支援

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	「習志野グローバルものづくりガイド」アクセス数【成果】	産業振興課	29,915 件 (平成 30 年度)	40,000 件 (令和 7 年度)	「産学官連携プラットフォーム委託事業」における情報発信管理運営事業(サイト名「習志野グローバルものづくりガイド」)の当該年度中のアクセス数。 目標値は、年度あたり 1,000 件以上増加させることを見込み、算定した。
②	交流オフィス利用件数【成果】<再掲>	産業振興課	5 件 (平成 30 年度)	7 件 (令和 7 年度)	「産学官連携プラットフォーム委託事業」における「交流オフィス」の当該年度における利用件数。 現状を維持しながらも、少しでも増加させることを目標とした。
③	技術相談件数【成果】<再掲>	産業振興課	5 件 (平成 30 年度)	7 件 (令和 7 年度)	「産学官連携プラットフォーム委託事業」における「技術相談」の当該年度における相談件数。 現状を維持しながらも、少しでも増加させることを目標とした。
④	新たな設備の導入を目的とした資金の融資件数【成果】	産業振興課	(6.6 件) (平成 28~30 年度)	30 件 (令和 8 年 3 月)	計画期間中の累計値。 本市融資制度のうち、新たな設備の導入を支援するための資金メニューについて融資した件数を対象とする。 参考として平成 28~30 年度の平均を基準値とし、融資実績が急激に縮小していることを踏まえ、年度あたり 5 件となることを見込んだ。

	成果指標	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	認定農業者数	26人 (平成31年3月)	26人 (令和8年3月)	実績により把握。 習志野市の農業を取り巻く環境の変化が大きいことから、目標値は現状維持とした。

主な取り組み① 農業従事者の確保・育成

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	ちばのオリジナルブランド産地づくり支援事業によるブランド化実施数【成果】	産業振興課	5個 (令和元年度)	6個 (令和7年度)	当該年度における実績により把握。 ちばのオリジナルブランド産地づくり支援事業として、農産物のFG袋、シール、ミニのぼり、法被、にんじんジュースPR費に補助を行っており、新たに事業化できるものを検討。 令和元年度の実績を基準値とし、目標値は、計画期間中に1個増加させることを見込み、算定した。

主な取り組み② 市産市消の推進

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	農業祭の開催【活動】	産業振興課	1回 (令和元年度)	1回 (令和7年度)	当該年度中の開催回数。 習志野市農業を取り巻く環境の変化が大きい中で、目標値は現状維持とした。

主な取り組み③ 市民が農業に親しむ機会の創出

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	市営市民農園の利用率【成果】	産業振興課	97% (令和元年3月)	97% (令和8年3月)	年度末時点の実績により把握。 習志野市の農業を取り巻く環境の変化が大きいことから、目標値は現状維持とした。



第4節 観光の振興

	成果指標	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	市内観光入込客数【成果】	738,958人 (平成30年)	900,000人 (令和7年)	千葉県が実施する「観光地点等入込客数調査」から引用。 集計期間が年単位のため、基準値は平成30(2018)年1月～12月、目標値は令和7(2025)年1月～12月を対象とする。 目標値は、基準年度より20%増加させることを見込み、算定した。 なお、本調査において対象となっている施設は次のとおり。 千葉県国際総合水泳場・習志野文化ホール・谷津バラ園・谷津干潟自然観察センター・旧鴛田家
②	市内宿泊客数【成果】	32,731人 (平成30年)	40,000人 (令和7年)	千葉県が実施する「宿泊客数調査」から引用。 集計期間が年単位のため、基準値は平成30(2018)年1月～12月、目標値は令和7(2025)年1月～12月を対象として算定する。 目標値は、基準年度より20%増加させることを見込み、算定した。 なお、本計画策定時点で、新たな宿泊施設の建設が予定されており、数値の増加が見込まれるが、影響が不透明なことから、今後の状況に応じて目標値の見直しが必要となる。

主な取り組み① 観光力の強化

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	市HP等で公開しているまち巡りコース数【活動】	産業振興課	10コース (平成31年3月)	16コース (令和8年3月)	紙媒体等で配布、本市ホームページで公開しているまち巡りコースの数。 本市への来訪者数増加を促すコンテンツとして、年あたり1コースの新設を目標とした。
②	ドラマ・映画等の撮影誘致回数【成果】	産業振興課	41回 (平成30年度)	50回 (令和7年度)	千葉県が実施する「千葉県内映画・ドラマ等撮影実績調査」から引用。 数値は、当該年度中に本市において実施されたドラマ・映画等の撮影回数。 目標値は、基準年度より20%増加させることを見込み、算定した。

主な取り組み② 地域資源の活用

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	ふるさと産品認定数【成果】	産業振興課	48点 (平成31年3月)	55点 (令和8年3月)	習志野市ふるさと産品として認定したもののうち、基準日時点において、現に製造・販売されているものの数。 本市の魅力向上を促すコンテンツとして、さらなる増加を見込みつつも、生産・販売を終了する商品もあることが予想されるため、年あたり1商品程度の増加を目標とした。
②	習志野ソーセージを販売・提供する行事数【活動】	産業振興課	2件 (平成30年度)	4件 (令和7年度)	当該年度中に開催された習志野ソーセージを販売・提供する行事のうち、市、習志野商工会議所または習志野市商店会連合会において把握しているものの数。 目標値は、市主催行事での販売を働きかけることにより、基準年度からの倍増を見込み、算定した。
③	「ナラシド♪」グッズ数【成果】	産業振興課	10点 (平成31年3月)	16点 (令和8年3月)	「ナラシド♪」デザイン使用承認に基づき製品化され、基準日時点において、一般に販売されているグッズ(商品)の数。 グッズ売上げによる直接的な経済効果と、市民のシビックプライド醸成を見込めるコンテンツとして、さらなる増加を期待しつつも、生産・販売を終了する商品もあることが予想されるため、年あたり1商品程度の増加を目標とした。

主な取り組み③ 広域連携・交流

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	都市間交流市村との相互参加行事数【活動】	産業振興課	4回 (平成30年度)	4回 (令和7年度)	富士吉田市・南房総市・京田辺市・上野村と本市が相互に参加し、それぞれの産品を販売するイベント等のうち、本市が参加したものの回数。 事業の統廃合なども見込まれることから、現状維持を目標とする。
②	千葉おもてなしSHOPガイドの登録店舗数【成果】	産業振興課	(-) (平成31年3月)	100店 (令和8年3月)	令和2年度から3市(千葉、船橋、習志野)での運用が開始される同システムに登録した市内事業者の店舗数。 主なシステム利用業種として想定している「宿泊業・飲食サービス業」の、本市事業所数565社(平成26年経済センサス基礎調査)に対し、35%の利用を見込んだ。

第5節 創業しやすい環境の整備

	成果指標	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	設立法人数	239 件 (平成 28～30 年度)	1,600 件 (令和 8 年 3 月)	本計画策定当時の状況・傾向を把握するため、参考に平成 28 (2016) 年度～平成 30 (2018) 年度の平均値を基準値とし、計画期間中の累計値を目標値とした。 目標値は、令和 2・3 年度が基準値より 5%、令和 4・5 年度が 10%、令和 6・7 年度が 15%増加するものと見込み、算定した。

主な取り組み① 創業希望者への支援

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	創業塾等の実施回数【活動】	産業振興課 ほか	(1 回) (令和元年度)	12 回 (令和 8 年 3 月)	計画期間中の累計値。 創業希望者を対象に実施するセミナー等のうち、2 日以上にわたって開催したものを対象とする(特定創業支援事業に限らない)。本市が主催したものほか、他団体が主催し、本市が共催・後援・協力をを行ったものを含む。 参考として令和元(2019)年度の実績を基準値とし、目標値は年度あたり 2 回開催するものとして算定した。
②	創業塾等の受講者数【成果】	産業振興課 ほか	(23 人) (令和元年度)	193 人 (令和 8 年 3 月)	計画期間中の累計値。 対象とする催しは、中間指標①と同様。目標値は、基準値より毎年度 5%上昇させるものとして算定した。
③	創業支援を目的とした資金の融資件数【成果】	産業振興課	(1.3 件) (平成 28～30 年度)	19 件 (令和 8 年 3 月)	計画期間中の累計値。 本市融資制度のうち、創業や独立開業を支援するための資金メニューについて融資した件数を対象とする。 参考として平成 28～30 年度の平均を基準値とし、目標値は令和 2 年度が 2 件、3～5 年度が各 3 件、6・7 年度が各 4 件あるものとして算定。

主な取り組み② 創業機運の醸成

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	セミナー等の開催回数【活動】	産業振興課 ほか	(-) (令和元年度)	5 回 (令和 8 年 3 月)	計画期間中の累計値。 創業機運の醸成を目的として実施したセミナー等(認定創業支援等事業計画に定める「創業機運醸成事業」以外のものを含む。)を対象とする。(男女共同参画センターが実施する「女性のための再チャレンジ支援講座」を除く。) 本市が主催したものほか、他団体が主催し、本市が共催・後援・協力を行ったものを含む。 目標値は、令和 2 年度を準備期間とし、以後、年間 1 回開催するものとし、算定した。
②	セミナー等の受講者数【成果】	産業振興課	(-) (令和元年度)	150 人 (令和 8 年 3 月)	計画期間中の累計値。対象とするイベントは、中間指標①と同様。 目標値は、中間指標①と連動させ、1 回あたり 30 人が受講するものとして算定した。
③	再チャレンジ支援講座の実施回数【活動】	男女共同参画 センター	(1 回) (令和元年度)	6 回 (令和 8 年 3 月)	計画期間中の累計値。目標値は、第 3 次男女共同参画基本計画における管理指標である「女性のための再チャレンジ支援講座」の開催回数をもとに算定。

主な取り組み③ 産学民官連携の推進

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	交流オフィス利用件数【成果】<再掲>	産業振興課	5 件 (平成 30 年度)	7 件 (令和 7 年度)	「産学官連携プラットフォーム委託事業」における「交流オフィス」の当該年度における利用件数。 交流オフィスを通じて産学民官のさまざまな分野に精通した専門家に相談することで、新たな製品技術開発や分野の進出等が期待されることから採用。 現状を維持しながらも、少しでも増加させることを目標とした。
②	技術相談件数【成果】<再掲>	産業振興課	5 件 (平成 30 年度)	7 件 (令和 7 年度)	「産学官連携プラットフォーム委託事業」における「技術相談」の当該年度における相談件数。 技術相談を通じて産学民官のさまざまな分野に精通した専門家に相談することで、新たな製品技術開発や分野の進出等が期待されることから採用。 現状を維持しながらも、少しでも増加させることを目標とした。
③	ビジネスマッチングイベント出展企業数【活動】	産業振興課	2 件 (平成 30 年度)	3 件 (令和 7 年度)	「産学官連携プラットフォーム委託事業」における「展示会出展支援事業」の当該年度における出展企業数。 展示会出展支援事業を通じて、市内企業の販路拡大やマッチングの機会が増えることで、新たな商品開発等や取引関係の創出が期待されることから採用。現状を維持しながらも、少しでも増加させることを目標とした。

その他関係機関の取り組み

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	ワンストップ相談窓口利用者数【成果】	習志野 商工会議所	(20 件) (平成 30 年度)	35 件 (令和 7 年度)	習志野市創業支援等事業計画より引用。 同計画(令和 2(2020)～令和 4(2022)年)では 30 件を目標としていることから、本計画では 35 件を目標とした。

	成果指標	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	からだの健康づくりに取り組んでいる企業【成果】	69.2% (H30 健康意識調査)	85% (令和8年3月)	「習志野市健康意識調査」から引用。 「従業員のからだの健康づくりに積極的に取り組んでいる」という質問に「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した事業者の割合を対象とする。 目標値は、年度あたり平均2ポイント程度上昇するものとして算定した。 最終評価にあたっては、令和7年3月末までに公表された直近の市健康意識調査における数値を採用するものとし、同年6月頃までに新たな調査結果が公表されることが明らかである場合は、その数値を採用する。
②	こころの健康づくりに取り組んでいる企業【成果】	68.0% (H30 健康意識調査)	85% (令和8年3月)	「習志野市健康意識調査」から引用。 「従業員のこころの健康づくりに積極的に取り組んでいる」という質問に「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した事業者の割合を対象とする。以下、上記①と同様。
③	余暇時間の確保に取り組んでいる企業【成果】	49.0% (H30WLB 事業所調査)	55% (令和8年3月)	「習志野市ワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所調査」(以下、市WLB事業所調査)から引用。 従業員が余暇時間を確保できるようにする取り組みが「十分にできている」または「できている」と回答した事業者の割合を対象とする。 目標値は、年度あたり1ポイント程度上昇するものとして算定した。 最終評価にあたっては、令和7年3月末までに公表された直近の市WLB事業所調査における数値を採用するものとし、同年6月頃までに新たな調査結果が公表されることが明らかである場合は、その数値を採用する。
④	福利厚生の充実ができている企業【成果】	30.9% (H30WLB 事業所調査)	35% (令和8年3月)	「市WLB事業所調査」から引用。 従業員に対する福利厚生の充実が「十分にできている」または「できている」と回答した事業者の割合を対象とする。 目標値は、年度あたり0.6ポイント程度上昇するものとして算定した。 最終評価の取扱いについては、上記③と同様。

主な取り組み① 安心して働ける環境づくり

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	中小企業退職金共済に加入している市内事業所数【成果】	産業振興課	171 事業所 (平成31年3月)	206 事業所 (令和8年3月)	勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済本部の提供資料より引用。 目標値は、年度あたり5事業所が増加するものとして算定した。
②	中小企業退職金共済に加入している市内従業員数【成果】	産業振興課	1,604 人 (平成31年3月)	2,504 人 (令和8年3月)	勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済本部の提供資料より引用。 目標値は、年度あたり150人が増加するものとして算定した。
③	優良事業者等の紹介件数【活動/成果】	産業振興課 男女共同参画センター ほか	3 件 (令和2年3月)	6 件 (令和8年3月)	年度末時点の実績により把握。「ユースエール」や「えるぼし」、「くるみん」といった認定等を受けるなど、「安心して働ける環境づくりに」係る優れた事業者や取り組みについて、本市ホームページ等において紹介した件数。 基準値は、ユースエール及びえるぼし認定企業を紹介した件数を計上し、目標値は、2年度あたり1件増加するものと見込み算定した。

主な取り組み② 安全で健康に働ける環境づくり

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	優良事業者等の紹介件数【活動/成果】	産業振興課 健康支援課 ほか	1 件 (令和2年3月)	4 件 (令和8年3月)	「安全衛生優良企業」や「健康経営銘柄」、「健康経営優良法人」といった認定等を受けるなど、「安全で健康に働ける環境づくりに」係る優れた事業者や取り組みについて、本市ホームページ等において紹介した件数。 基準値は、健康経営優良法人を紹介した件数を計上し、目標値は、2年度あたり1件増加するものと見込み算定した。

主な取り組み③ 労働者への支援

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	労働者向けイベントの開催回数【活動】	産業振興課	(-) (令和元年度)	6 回 (令和8年3月)	計画期間中の累計値。主に労働者に向けて実施するイベントを対象とする。本市が主催したものほか、他団体が主催し、本市が共催・後援・協力を行ったものを含む。 参考として令和元(2019)年度の実績を基準値とし、目標値は年度あたり1回開催するものとして算定した。(基準値については本市主催事業のみ：令和元年度は実施なし、平成30年度は1回)
②	労働者向けイベントの参加者数【成果】	産業振興課	(-) (令和元年度)	240 人 (令和8年3月)	計画期間中の累計値。 対象とするイベントは、中間指標①と同様。目標値は1回あたり40人が参加するものとして算定した。 (基準値については本市主催事業のみ：令和元年度は実施なし、平成30年度は62人)

	成果指標	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	有効求人倍率	1.14 倍 (平成 30 年度)	1.49 倍 (令和 7 年度)	ハローワーク船橋提供資料から、ハローワーク船橋管内の有効求人倍率（年度平均）を使用。目標値は、年度あたり 0.05 ポイント上昇するものと見込み、算定した。
②	完全失業率（習志野市）	4.4% (平成 27 年国勢調査)	2.2% (令和 7 年国勢調査)	国勢調査における習志野市の完全失業率（完全失業者数／労働力人口）を使用。目標値は、令和 7 年に国勢調査が実施されるものとして、基準値の半分まで下げるものとした。
③	完全失業率（千葉県）	2.2% (平成 30 年)	1.5% (令和 7 年)	総務省統計局発表資料（都道府県別結果（モデル推計））より引用。全国結果に比べて精度の低いものではあるが、成果指標②の調査頻度が低い（およそ 5 年に 1 度）ことから、これを補助する指標として採用した。基準値自体が、本市の完全失業率と比較して非常に低い数値であることから、年あたり 0.1 ポイント低下するものとして算定した。

主な取り組み① 求職者への支援

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	就労支援イベントの開催回数【活動】	産業振興課	(11 回) (H29～R 元年度)	48 回 (令和 8 年 3 月)	計画期間中の累計値。本市が主催したもののほか、本市の共催・後援・協力により開催された就労支援イベント（再就職支援を含む。）を対象とする。参考として平成 29（2017）～令和元（2019）年度における実績の平均値を基準値とし、目標値は年度あたり 8 回開催するものとして算定した。
②	ふるさとハローワークならしの利用者数【成果】	産業振興課	9,545 人 (平成 30 年度)	10,025 人 (令和 7 年度)	当該年度中に「ふるさとハローワークならしの」を利用した人を対象とする。（延べ数）参考として平成 30（2018）年度の実績を基準値とし、目標値は年度あたり 60 人増加するものとして算定した。
③	障がい者地域共生協議会就労支援部会の開催回数【活動】	障がい福祉課	12 回 (平成 30 年度)	12 回 (令和 7 年度)	当該年度中の開催回数。目標値は、月あたり 1 回開催するものとして算定した。

主な取り組み② 人材の確保

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	マッチングイベントの開催回数【活動】	産業振興課 高齢者支援課 ほか	(9 回) (令和元年度)	30 回 (令和 8 年 3 月)	計画期間中の累計値。本市が主催したもののほか、本市の共催・後援・協力により開催されたマッチングイベント（交流会、面接会等を含む。）を対象とする。参考として令和元（2019）年度の実績を基準値とし、目標値は年度あたり 5 回開催するものとして算定した。
②	障がい者地域共生協議会就労支援部会の開催回数【活動】 <再掲>	障がい福祉課	12 回 (平成 30 年度)	12 回 (令和 7 年度)	当該年度中の開催回数。目標値は、月あたり 1 回開催するものとして算定した。

主な取り組み③ 近隣自治体等との広域連携

	中間指標【種別】	所管部署	基準値	目標値	目標設定理由・算出方法等
①	共催・後援の割合【活動】	産業振興課	100% (平成 30 年度)	100% (令和 7 年度)	当該年度において本市が主催した就労・雇用関連イベントのうち、産業振興課が所管したもので、国・県・他自治体の共催・後援を受けたものの割合。（協力のみのものは含まない。）
②	共催・後援等の件数【成果】	産業振興課	(13 件) (令和元年度)	60 件 (令和 8 年 3 月)	計画期間中の累計値。国・県・他自治体（地域若者サポートステーションなどの委託事業を含む。）が主催し、本市が共催・後援・協力を行った就労・雇用関連イベントを対象とする。参考として令和元（2019）年度における実績を基準値とし、目標値は年度あたり 10 件あるものとして算定した。

II 参考資料

習志野市産業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって産業の振興と調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 産業の振興は、市内で産業活動を行う者(以下「事業者」という。)自らの創意工夫及び自助努力をもとに、市、事業者及び市民が協働して推進していくことを基本として行われるものとする。

2 前項の考え方をもとに、主な産業分野の目指す方向は、次に掲げるものとする。

(1) 商業については、消費者にとつての魅力や利便性を向上させ、購買意欲を確保するとともに中小小売店舗と大規模小売店舗との共存共栄による活性化を目指すものとする。

(2) 工業については、良好な操業や就労環境を確保するとともに、技術力の高い企業、研究機関、大学等の協力と連携のもと、国際競争力の強化や生産技術の高度化を目指すものとする。

(3) 農業については、効率よく生産活動をしやすい環境を確保し、自然にやさしく魅力ある新たな都市型農業の振興を目指すものとする。

(4) 前3号に定めるもののほか、産学官民の連携による地域特性を活かした新しい産業の創出を目指すものとする。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、国、千葉県その他の地方公共団体との連携並びに事業者、経済団体、大学等及び市民との協働に努めるとともに、次に掲げる事項を基本的な施策として実施するものとする。

(1) 事業者の経営基盤を安定させるための施策

(2) 商店街活性化のための施策

(3) 起業・創業を促進するための施策

(4) 勤労者の福利厚生向上を図るための施策

(5) 都市型農業を促進するための施策

(事業者の責務)

第4条 事業者は、周辺環境との調和並びに市民の生活の安定及び安全確保に十分配慮しながら、自らの事業の発展、経営基盤の強化及び経営の革新に努めるものとする。

- 2 事業者は、市及び経済団体による産業振興施策の推進に積極的に参加し協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、商店街が地域のにぎわいと交流の場であることを理解し、その中心的な役割を果たす商店会への加入により相互に協力するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、商店会が地域のにぎわいと交流の場づくりのための事業を実施するときは、応分の負担等により当該事業に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、地域産業の振興が自らの生活の向上と地域の活性化に寄与することを理解し、市民生活と産業が調和する都市の実現に向け協力するよう努めるものとする。

(産業振興審議会)

第6条 市長は、産業の振興を推進するため、習志野市産業振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、産業振興に関する事項を調査審議する。
- 3 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市民(公募による市民を含む。)
 - (2) 産業に携わる者
 - (3) 大学関係者
 - (4) 学識経験者
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会は、必要があると認めるときは、参考人に意見を求め、又は関係者に対し資料の提出及び協力を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

習志野市産業振興審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、習志野市産業振興基本条例(平成17年条例第26号。以下「条例」という。)第6条第7項の規定に基づき、同条に定めるもののほか、習志野市産業振興審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(審議会の会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第4条 審議会の庶務は、商工担当課において処理する。

(審議会に関する委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮つて定める。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

[▲目次に戻る](#)

令和元年度 習志野市産業振興審議会 委員名簿

(令和2年3月現在)

	区分		役職	氏名
1	1号	市民		はせがわ たけお 長谷川 丈雄
2		市民		おぎの 荻野 みゆき
3		市民		まえだ ようこ 前田 陽子
4	2号	習志野商工会議所	会長	たかはし まさひで 高橋 正英
5		習志野市商店会連合会	副会長	すずき かずひろ 鈴木 和弘
6		千葉みらい農業協同組合		おりと じゅんや 織戸 淳也
7		習志野市農業士等協会		わたなべ いさむ 渡辺 勇
8		連合千葉総武地域協議会		ふくい まさき 福井 正樹
9		習志野市工業地域団体連合会		たかみ けんいち 高見 賢一
10		習志野市まちづくり観光推進協議会		いちかわ りゅうこ 市川 隆子
11		千葉県中小企業診断士協会		かわむら こうじ 川村 浩司
12	3号	日本大学生産工学部		にしざわ かずとも 西澤 一友
13		東邦大学理学部		くぼ た そういちろう 久保田 宗一郎
14		千葉工業大学工学部		かまくら こうじ 鎌倉 浩嗣
15	4号	千葉工業大学		かまた もとひろ 鎌田 元弘

[▲目次に戻る](#)

令和2年3月23日

習志野市長 宮 本 泰 介 様

習志野市産業振興審議会
会長 高 橋 正 英



習志野市産業振興計画（案）について（答申）

令和元年9月24日付け産振第1113号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおり答申します。

記

習志野市産業振興計画（案）について、本審議会において慎重な審議を重ねた結果、その内容は概ね妥当なものであると判断いたしますが、以下の意見に十分留意していただきたい。

1. 今後の方向性について

- 時代の変化に柔軟かつ迅速に対応できるように取り組んでいただきたい。
- 担当部署だけの取り組みとならないよう、さまざまな部署・機関等と連携・協働しながら、横断的に取り組みを進めていただきたい。

2. 施策について

- 他の部署や計画等と連携しながら、自然災害等に強いまちづくり（事業所、商店街、農業者支援など）をしていただきたい。
- 農業について、六次産業化の観点を含めて推進を図っていただきたい。
- 新たな観光を推進するため、資源の発掘や発信、体制づくりについて、具体的な取り組みを進めていただきたい。
- 就労支援について、失業者や低所得者、あるいは就職氷河期世代や高齢者など、さまざまな情報を庁内で共有しながら取り組んでいただきたい。

3. 進捗管理・評価について

- PDCAサイクルについて、形骸化することのないように、客観的に管理・評価することができる仕組みづくりをしていただきたい。

以上

Ⅲ 用語解説

本計画に掲載している言葉のほか、本計画の内容を理解するために役立つ言葉の意味・使い方について解説します。

あ行 (93 ページ～)	か行 (95 ページ)	さ行 (96 ページ)
た行 (97 ページ)	な行 (98 ページ)	は行 (99 ページ～)
ま行 (100 ページ)	ら行 (101 ページ)	わ行 (101 ページ)

<あ行>

[▲上に戻る](#)

IoT (あいおーていー)

「Internet of Things (モノのインターネット)」の略。
日常のあらゆるモノが、インターネットを介して繋がる仕組みのこと。

ICT (あいしーていー)

「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略。
通信技術 (IT/Information Technology) を利用して、人と人 (あるいは機械) とが繋がる技術のこと。

アウトプロモーション (outer-promotion)

外部の人を対象とした意識啓発等の働き掛けのこと。

アウトリーチ (out reach)

援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出ない・申し出られない人に対して、積極的に働きかけ、支援を行うこと。

AYA 世代 (あや-せだい)

「Adolescent and Young Adult (思春期と若年成人)」の略。
具体的には 15 歳～39 歳が該当し、小児に好発するがんと、成人に好発するがんが、ともに発症する可能性がある年代とされる。
さまざまなライフイベントが集中する時期であり、がんの発症によって、身体的・社会的な影響をはじめとした特有の悩みを多く抱えることから、医療面だけでなく、就学・就労支援などの多様な支援が求められている。

RPA (あーるぴーえー)

Robotic Process Automation (ロボティック・プロセス・オートメーション) の略で、デジタルレイバー (仮想的労働者) と呼ばれるソフトウェアロボットを活用した業務の自動化のこと。主に事務作業に活用される。

インナープロモーション (inner-promotion)

内部の人を対象とした意識啓発等の働き掛けのこと

インバウンド (inbound)

外国人が訪れてくる旅行のこと。

AI (えーあい)

Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。

⇒ 「破壊的技術」

エコシステム (ecosystem)

生態系のことだが、特にビジネス業界においては、分業と協業による共存共栄の関係 (ビジネスエコシステム/business-) を指す。

FG 袋 (えふじーぶくろ)

野菜を包装するビニール袋である OPP 防曇袋 (ボードン袋) の通称。

SDGs (えすでいーじーず)

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略。

平成 27 (2015) 年の国連サミットにおいて全会一致で採択された世界全体の目標。環境、社会、経済の諸問題を同時に解決するために、17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、基本理念として「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを掲げている。

エンプロイアビリティ (employ ability)

個人が持つ「雇用され得る能力」のこと。

⇒ 「ポータブルスキル」

エンプロイメンタビリティ (employment ability)

事業者が持つ「雇用し得る能力」のこと。

雇用される側から見た「働く場」としての魅力をいう。

⇒ 「エンプロイヤーブランディング」

エンプロイヤーブランディング (employer branding)

事業者が「働く場」としての魅力を高め、発信していくことで、エンプロイメンタビリティの向上を図る取り組みのこと。

⇒ 「エンプロイメンタビリティ」

オープンデータ (open data)

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用 (加工、編集、再配布等) できるような形で公開されたものをいう。

⇒ 「ビッグデータ」

関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人（の数）のこと。

⇒ [「交流人口」](#)

キャッシュレス決済

硬貨や紙幣などの物理的な現金によらない代金の支払い（決済）のこと。クレジットカードや電子マネー、コードなどの手段がある。

⇒ [「FinTech」（ふいんてっく）](#)

経常収支比率

地方公共団体（自治体）の財政構造の弾力性を判断するための指標。
毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費や扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合のこと。

KPI（ケーピーあい）

「Key Performance Indicator（重要業績評価指標）」の略。

KGI（ケーじーあい）

「Key Goal Indicator（重要目標達成指標）」の略。

交流人口

その地域の外に住んでいる人のうち、買い物や観光、仕事などの目的で、その地域に訪れる人の数のこと。

少子高齢化により定住人口（その地域に住む人の数）が減少していく中で、地域の活力を高めるために重要な要素の一つ。

⇒ [「関係人口」](#)

Connected Industries（こねくてっどいんだすとリーず）

平成29(2017)年3月に開催されたドイツ情報通信見本市(CeBIT2017)において提唱された、我が国の産業が目指す姿を示すコンセプトのこと。

さまざまな繋がりにより、新たな付加価値が創出される産業社会をいう。

⇒ [「IoT」（あいおーていー）](#)

⇒ [「Society 5.0」（そさえていーごーてんぜろ）](#)

コワーキングスペース（co-working space）

異なる職業や仕事を持つ人たちがオフィス環境を共用し、交流するためのオープンなスペースのこと。

シェアリングエコノミー (sharing economy)

個人や企業などが有する活用可能な資産(場所やモノ、スキルや時間など)を共有する経済あるいはサービスのこと。「共有経済」ともいう。

シビックプライド (civic pride)

「都市に対する市民の誇り」のこと。

「郷土愛」にも似ているが、「この都市を良い場所にするために自分自身が関わっている」という当事者意識が含有されるものをいう。

市民農園

都市住民が、レクリエーションとして、小面積の農地を利用し、野菜や花を育てるための農園のこと。

就職氷河期世代

1990年代半ばから2000年代前半の、大規模な就職難が社会的な問題となった時期(就職氷河期)に、大学を卒業するなどして社会に出た世代のこと。ロスジェネレーション(通称「ロスジェネ」)とも呼ばれる。

バブル経済崩壊後、企業が採用を控えたことにより、職を得ることができなかった人や、非正規で働き続けている人が多いとされる。

職住近接 (しょくじゅうきんせつ)

職場と住居の距離が近いこと。

⇒ [「リモートワーク」](#)

ジョブカフェちば

15歳~おおむね39歳の人々の就職活動と、企業の採用活動をサポートする施設。千葉県が設置している。

人口ボーナス (じんこうぼーなす)

人口構成の変化が経済にとってプラスに作用する状態のこと。具体的には、従属人口(子どもや高齢者)が少なく、生産年齢人口が多くなった状態をいう。

⇔人口オーナス

Society 5.0 (そさえてい-ごーてんぜろ)

狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(同2.0)、工業社会(同3.0)、情報社会(同4.0)に続く、新たな社会のこと。

IoTによりすべての人とモノが繋がり、さまざまな知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これまでの社会が抱えていた課題や困難を克服する、我が国が目指すべき未来社会の姿をいう。

⇒ [「IoT」\(あいおーていー\)](#)

地域経済対策事業登録事業者

公共施設の小規模修繕を登録事業者へ発注する事業（地域経済対策事業）において、市への登録をした事業者のこと。

市への登録は、市内で営繕・修理業を営んでいる事業者、個人事業者が対象。

地域若者サポートステーション

国と自治体の委託により、働くことに悩みを抱える15歳～39歳までの若者とその家族を対象に、さまざまなサポートを行っている就労支援施設。通称「サポステ」。

千葉県ジョブサポートセンター

千葉県と国（ハローワーク）が協力して、就職・転職・再就職に関するさまざまな支援を行う総合支援施設。

ちばのオリジナルブランド産地づくり支援事業

習志野産農産物のブランド化を推進するための事業。

市がJA千葉みらいに補助金を交付しており、現在までに農産物のFG袋、シール、ミニのぼり、法被、にんじんジュースPR費への補助等を行っている。

デジタルトランスフォーメーション（digital transformation）

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。通称「DX」（でいーえっくす）。

テレワーク（telework）

[「リモートワーク」](#)の項を参照。

習志野ソーセージ

約 100 年前に習志野俘虜（ふりよ）収容所においてドイツ兵より伝えられた製法・レシピをもとに開発された商品。

習志野商工会議所により地域団体商標登録がされており、地域を活性化させる有力な地域ブランド（ご当地グルメ）として、さらなる発展が期待される。

習志野市ふるさと産品

市を代表する農産物であるにんじんやバラ、あるいは谷津干潟などの地域資源を活用した製品で、特産品として認定されたもののこと。

認定は、習志野市ふるさと産品認定委員会（事務局：習志野商工会議所）が行っている。

本市の PR や地場産業の振興、ふるさと意識の醸成などを目的としており、令和 2 年 1 月現在、17 事業所 46 品目が認定されている。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けた農業者のこと。

認定農業者は、補助金や農地の集積などの支援が受けられる。

農福連携（のうふくれんけい）

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組みのこと。

障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保に繋がる可能性にも期待がされている。

破壊的技術 (disruptive technology)

従来の価値観・評価軸においてはむしろ性能が低下するが、新たな価値観・評価軸においては既存技術よりも優れた点（例えば価格やサイズなど）を持つ技術のこと。

具定例としては、ソニーのウォークマンや、アップルの iPod、iPhone などが挙げられる。

また、破壊的技術がもたらす変化を「破壊的イノベーション」という。

⇒ [「AI」\(えーあい\)](#)

パラダイムシフト (paradigm shift)

その時代や分野において、これまで当然とされてきた考え方（パラダイム）が、ある時点で劇的に変化（シフト）すること。

パラレルキャリア (parallel career)

本業を持ちながら別の活動を並行して行う生き方のこと。「複業」ともいう。「副業」とは異なり、「別の活動」には必ずしも収入が伴うわけではない。

5G (ふぁいぶじー)

「5th Generation」の略で、「第5世代移動通信システム」のこと。

現在普及している 4G (LTE-Advanced、WiMAX2) に続く無線通信システムで、高速大容量・低遅延・多数同時接続が謳われており、これによって会話のリアルタイム翻訳や自動車の完全自動運転の実現などが期待されている。

国内においては、令和元(2019)年に試験サービスが開始されており、令和2(2020)年には商用サービスの開始が予定されている。

⇒ [「ローカル5G」\(ろーかるふぁいぶじー\)](#)

FinTech (ふいんてっく)

Finance (金融) と Technology (技術) から成る造語で、金融サービスと情報技術を結び付けた、さまざまな革新的な動きのこと。

⇒ [「キャッシュレス決済」](#)

ビッグデータ (big data)

多種多量のデータのこと。「Volume (多量性)」、「Variety (多様性)」、「Velocity (流動性)」(3つのV) の特徴を持ったデータをいう。

具体的には、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動党に関する情報、各種センサーから得られる情報など。

⇒ [「オープンデータ」](#)

⇒ [「IoT」\(あいおーていー\)](#)

ブランディング

ブランドを構築していくこと。

特定の商品等が、消費者などによって、他の同カテゴリーのものと区別・識別されているとき、その商品等を「ブランド (brand)」という。

ふるさとハローワークならしの

ハローワーク船橋の出先機関。国と習志野市が共同で設置している。

ポータブルスキル (portable skill)

業種や職種が変わったとしても通用する、持ち出しのできる能力のこと。

専門知識や専門技術のほか、仕事の仕方(課題の洗い出し、計画立案など)、人との関わり方(社内・外対応、部下のマネジメントなど)で構成される。

⇒ 「エンプロイアビリティ」

<ま行>

[▲上に戻る](#)

マイキープラットフォーム

マイナンバーカードのマイキー部分を活用して、マイナンバーカードを公共施設や商店街などに係る各種サービスを呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤のこと。

マイルストーン

進捗を管理するために設ける節目のこと。

まちゼミ

「得する街のゼミナール」の略。

お店の人が講師となって、プロならではの専門的な知識や情報などを伝える少人数制のゼミで、店と受講者の信頼関係を築くことにより、ファンを獲得することを目的として実施されている。

市内では平成30(2018)年2月からスタートし、令和2年3月現在、大久保、津田沼、谷津、実籾地区の商店街で実施されている。

楽天府（らくてんふ）

谷津遊園内にあった桃山式の木造 2 階建て建築物。

明治の建築界の重鎮・妻木頼黄、武田五一の設計で、明治 32（1899）年に日本勸業銀行本店（東京市麹町区）として建築され、その後、谷津遊園内に移築。阪東妻三郎プロダクションの撮影場として使用された。

昭和 15（1940）に移築され、約 20 年にわたり千葉市庁舎として使用された。昭和 38（1963）年に新庁舎が落成すると、千葉トヨペット株式会社が譲り受け、復元工事の末、現在は本社及び中央支店として使用されている。

平成 9（1997）年、国の登録有形文化財となった。

リモートワーク（remote work）

会社のオフィスに出社せず、自宅など会社から離れた場所で仕事を行う働き方のこと。テレワーク。

⇒ [「職住近接」](#)

ローカル 5G（ろーかるふぁいぶじー）

通信事業者により全国に展開される 5G サービスとは別に、地域や個別のニーズに応じて、企業や自治体が主体となって導入する「自営の 5G」のこと。

無線局免許を取得することで、自らの建物内や敷地内といった特定エリアにおいて、自営の 5G ネットワークを構築・運用することができる。

⇒ [「5G」（ふぁいぶじー）](#)

六次産業化（ろくじさんぎょうか）

農林漁業者（一次産業）が、食品加工（二次産業）、流通・販売（三次産業）にも取り組み、生産物の持つ価値をさらに高めることにより、所得を向上させていくこと。六次の『6』は $1 \times 2 \times 3$ （あるいは $1 + 2 + 3$ ）を意味する。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。

仕事（ワーク）と、育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動などの仕事以外の生活（ライフ）とのバランス（がとれた状態）をいう。

WAGRI（わぐり）

WA（輪・和）と AGRI（農業）から成る造語で、農業データ連携基盤のこと。

内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「次世代農林水産業創造技術」の一環で、令和元（2019）年度から本格運用が開始された。

<< **MEMO** >>

A series of horizontal dashed lines for writing.

「習志野市産業振興計画」策定経過

<第1次>

平成14年度 策定（計画期間：平成15～19年度）

<第2次>

平成20（2008）年3月 策定（計画期間：平成20～26年度）

<第2次（改訂版）>

平成23（2011）年3月 改訂（計画期間：平成23～26年度）

<第3次>

平成27（2015）年3月 策定（計画期間：平成27～31年度）

<第4次>

令和2（2020）年3月 策定（計画期間：令和2～7年度）



習志野市産業振興計画
令和2年3月

<編集・発行>

習志野市 協働経済部 産業振興課

所在地：習志野市鷺沼 2-1-1

電話：047-451-1151 (代表)